

江戸川区 国土強靱化地域計画

～ 安全で災害に強いまち 江戸川区へ ～

令和3年1月

 江戸川区

はじめに

平成7年1月17日発生の大都市の直下型地震であった阪神・淡路大震災、平成23年3月11日発生のも未曾有の大災害であった東日本大震災、また気候変動により全国いたるところで多発する大規模水害などを教訓に、国、東京都はもとより区内陸域の約7割が満潮位以下の低地帯である江戸川区においても、「安全で災害に強いまちづくり」を力強く進めてきました。

国においては、東日本大震災を受けて平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」が公布・施行されました。これに基づき、国は平成26年に「国土強靱化基本計画」を、それを受けて東京都が平成28年に「東京都国土強靱化地域計画」を策定し、一丸となって強靱な国づくりを進めています。

本区史上初となる避難勧告の発令に至った令和元年の台風第19号（令和元年東日本台風）を受け、更には世界中で猛威を振るっている新型コロナウイルス感染症とも向き合っている今日、本区においても一層重要性を増す国土強靱化を推進するため、「江戸川区国土強靱化地域計画」を策定しました。

本区は、いかなる自然災害などが起こっても機能不全に陥らないよう、「誰もが安心して自分らしく暮らせるまち」を目指し、国土強靱化に向けて国や東京都、区民や民間事業者などと一体となって全力で取り組んでまいります。

令和3年1月

江戸川区長 齊藤 猛

目 次

第1章	国土強靱化の基本的考え方	1
1	策定趣旨	1
2	基本理念	1
3	目標と策定プロセス	2
4	計画の位置づけ	3
5	地域防災計画との違い	3
第2章	脆弱性の評価	5
1	評価の枠組み及び手順	5
第3章	国土強靱化の推進	9
1	推進方針	9
2	起きてはならない最悪の事態別の関連施策	11
3	取り組む施策と重点化	34
第4章	計画の見直し	43
1	計画の見直し	43
2	P D C Aサイクルの徹底	43
別紙1	起きてはならない最悪の事態ごとの脆弱性評価結果	44
別紙2	施策分野ごとの脆弱性評価結果	61
別紙3	起きてはならない最悪の事態別の強靱化施策	66

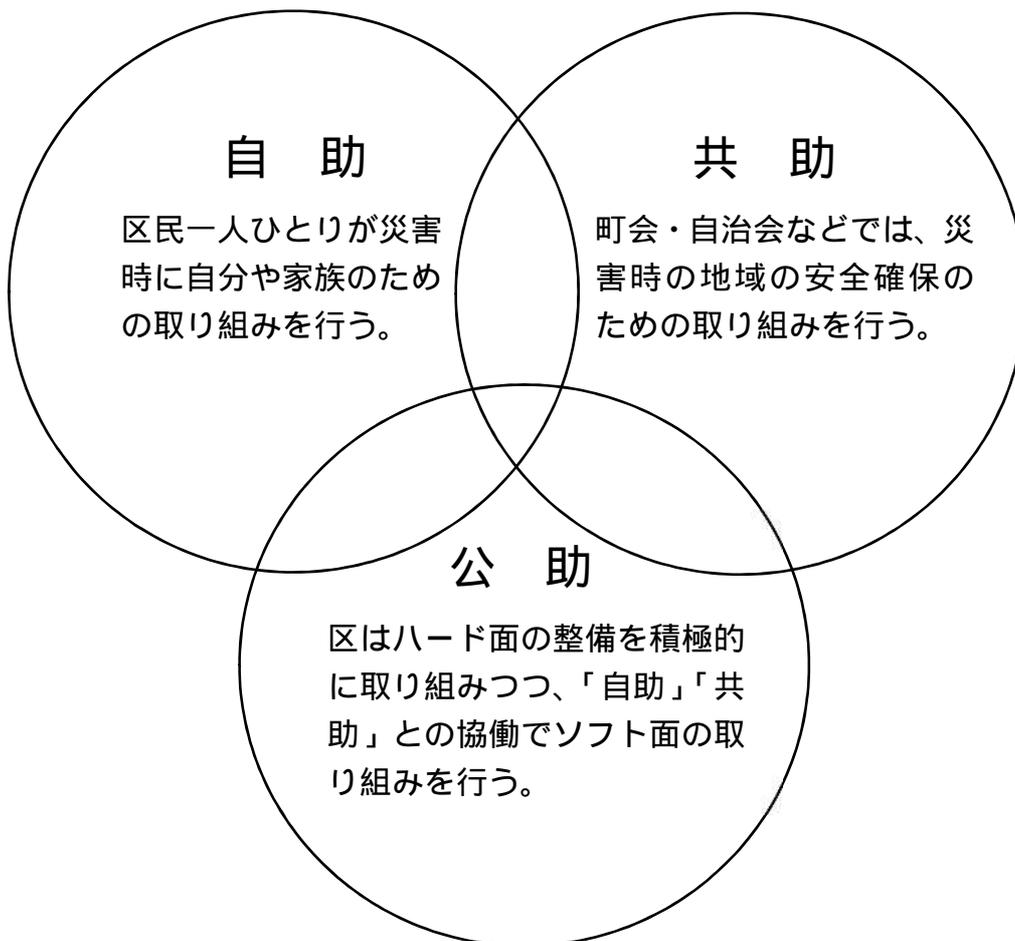
第1章 国土強靱化の基本的考え方

1 策定趣旨

本区がこれまでに取り組んできた施策を、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法第95号）」（以下、「基本法」という。）に基づく国の基本計画で定められた基本目標などを念頭に整理、分析を行った。これを基に強靱な地域・経済社会の構築に向け、今後取り組むべき施策を取りまとめるため、「江戸川区国土強靱化地域計画」（以下、「本計画」という。）を策定する。

2 基本理念

大規模自然災害などに備えた強靱な江戸川区づくりを実現するためには、基本法にあるように、区民や民間事業者などを含めた江戸川区の総力をあげて取り組むことが不可欠である。本計画によって強靱化の取り組みの輪を広げ、重ねていくことが重要である。



3 目標と策定プロセス

本計画における基本目標及び事前に備えるべき目標については、国土強靱化基本計画及び東京都国土強靱化地域計画との整合を図り、以下のとおりとする。

なお、脆弱性の評価における「本区で起きてはならない最悪の事態(35項目)」の設定については、第2章で整理している。

(基本目標)

- 人命の保護が最大限図られること
- 本区及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- 区民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- 迅速な復旧復興

(事前に備えるべき目標)

- 直接死を最小限に抑える
- 救助・救急・医療活動が迅速に行われる(それがなされない場合の必要な対応を含む)
- 必要不可欠な行政機能を確保する
- 必要不可欠な情報通信機能を確保する
- 経済活動を機能不全に陥らせない
- 生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワークなどを確保するとともに、これらの早期復旧を図る
- 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
- 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

(脆弱性の評価)

- 1 本区において想定されるリスク、危機事象の整理
- 2 本区で起きてはならない最悪の事態の設定(35項目)
- 3 最悪の事態(35項目)ごとの脆弱性の評価
東京都の事態設定45項目より
本区の地域性から該当しない10項目を除外

(強靱化推進方針)

- 1 脆弱性改善(課題解決)に向けて取り組む施策の整理
- 2 取り組む施策について重点化項目の抽出

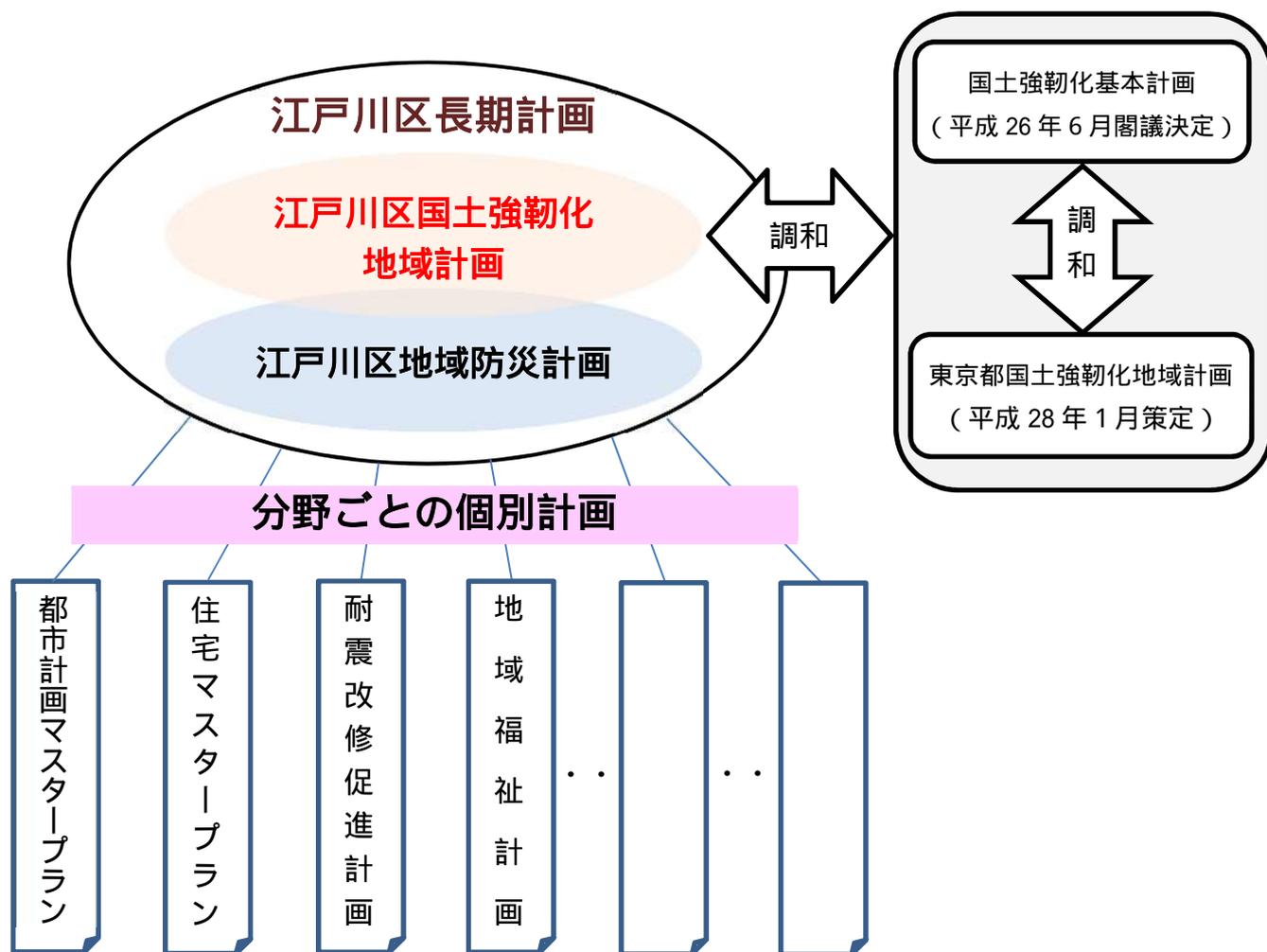
PDCAサイクルの徹底

国及び東京都と調和したプロセス

4 計画の位置づけ

本計画は、基本法第 13 条に基づき策定するものであり、区政の基本的指針となる江戸川区長期計画と共に、区政のうち国土強靱化に関わる施策を総合的かつ計画的に推進するための指針となる。

なお、本計画は、国や都の強靱化計画とも調和を図る必要がある。



5 地域防災計画との違い

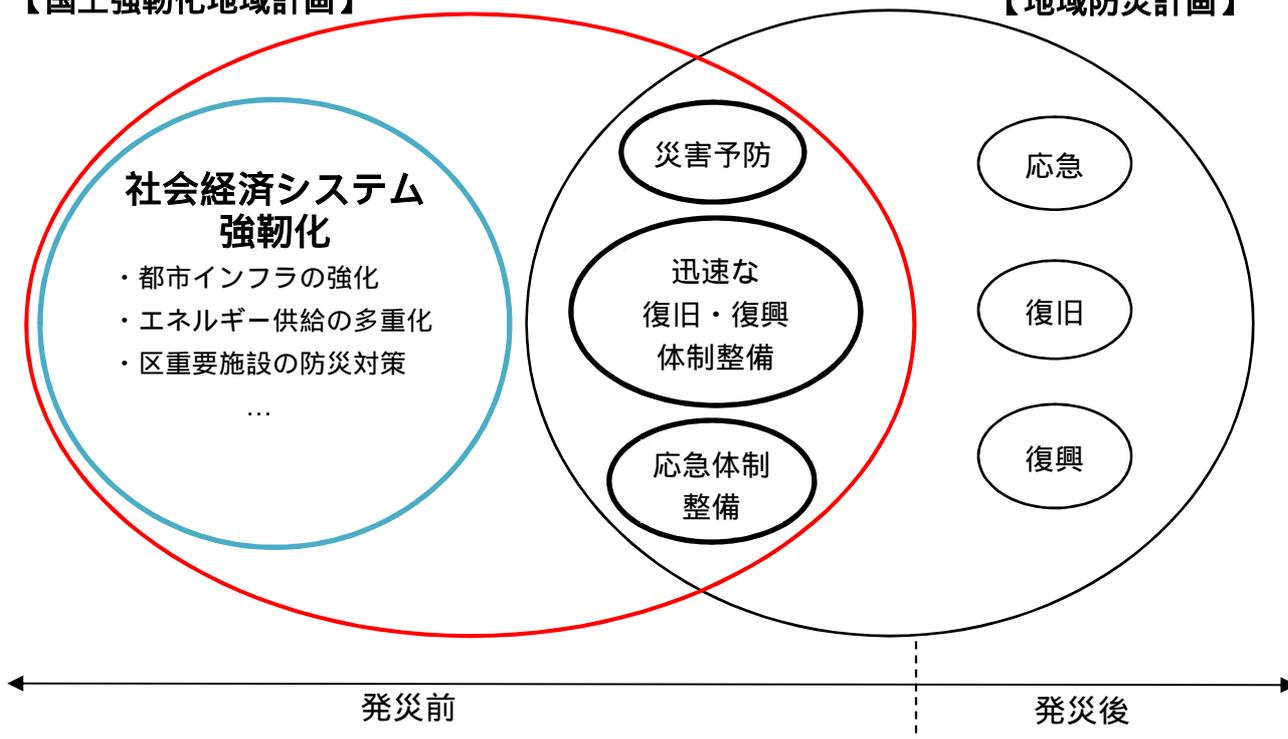
「国土強靱化」と「防災」は、災害への対策という点で共通するものがあるが、「防災」は、基本的には地震や洪水などの「リスク」を特定し、「そのリスクに対する対応」を取りまとめるものである。一方、国土強靱化は、リスクごとの対処対応をまとめるものではなく、あらゆるリスクを見据えつつ、どんな事が起ころうとも最悪な事態に陥る事が避けられるような「強靱」な行政機能や地域社会、地域経済を事前につくりあげていく方向性、内容を取りまとめるものである。

(地域防災計画との比較)

	国土強靱化地域計画	地域防災計画
検討アプローチ	地域で想定される自然災害など全般	災害の種類ごと
主な対象フェーズ	発災前	予防・発災時・発災後
施策の設定方法	脆弱性の分析・評価、リスクシナリオに合わせた施策	各章の対策の体系と実施機関ごと

【国土強靱化地域計画】

【地域防災計画】



【参 考】

○基本法（平成 25 年 12 月 11 日法律第 95 号）抜粋

第 4 条 地方公共団体は、（中略）国土強靱化に関し、（中略）地域の状況に応じた施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

第 13 条 都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靱化地域計画」という。）を、（中略）国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。

第 14 条 国土強靱化地域計画は、国土強靱化基本計画との調和が保たれたものでなければならない。

第2章 脆弱性の評価

1 評価の枠組み及び手順

「本区で起きてはならない最悪の事態」に対し、どこに問題があるのかを大規模自然災害などに対する脆弱性の評価（以下、「脆弱性評価」という。）として検証した。なお、この「脆弱性評価」及び以下の手順については、国及び東京都との整合を図り、本区として「国土強靱化」に関し、何をすべきかを明確にするためのものである。

（1）江戸川区において想定されるリスク設定

本区は東京都の東部低地であり、軟弱地盤であることから地震時の揺れやすさ、液状化の危険度が高く、地下水利用等に伴う地盤沈下により、区内陸域の約7割が満潮位以下の低地帯となっていることから、水害にも弱い地域である。

特に想定最大規模の外水氾濫時は、本区のほとんどが浸水し、長いところでは2週間以上続くことが想定されている。

（2）前提となる危機事象

ア．地震・津波

江戸川区地域防災計画における地震被害の想定（平成24年4月18日東京都防災会議公表）より、本区で最大の被害となる「東京湾北部地震」とする。なお、津波については「元禄型関東地震」としているが、居住エリアなど堤内地への被害が想定されていないことから、本計画では地震のみを捉えることとする。

イ．風水害

a．外水氾濫

江戸川区地域防災計画における外水氾濫の想定より、平成27年の水防法改正により河川管理者から公表された最大規模洪水浸水想定及び港湾管理者、河川管理者から公表された高潮浸水想定に基づいた被害を想定する。

b．内水氾濫

江戸川区地域防災計画における内水氾濫の想定より、平成12年9月東海豪雨相当の降雨が江戸川区内に降った場合を想定する。

ウ．富士山噴火による降灰

東京都地域防災計画（火山編）第4部「富士山噴火降灰対策」及び東京都国土強靱化地域計画に準じた想定とする。

エ. 社会的影響が大きい新型感染症

新型インフルエンザ等特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）等が適用されるような、社会的影響が大きく、国家の危機管理として対応する必要がある感染症を想定する。

オ. 複合災害

江戸川区地域防災計画における地震災害と風水害が連続的に生起する複合災害に加え、社会的影響が大きい新型感染症も連続的に生起することを想定する。なお、富士山噴火による降灰との複合については、国及び東京都の今後の動向を踏まえて検討するものとする。

（ 3 ） 施策分野

基本法第 17 条第 4 項による施策分野は、東京都国土強靱化地域計画と整合を図り以下の 7 分野とした。

行政機能
健康・医療・福祉
情報通信
経済・産業・地域コミュニティ
教育・文化
環境
まちづくり

【参 考】

○基本法（平成 25 年 12 月 11 日法律第 95 号）抜粋

第 17 条 本部は、国土強靱化の推進を図る上で必要な事項を明らかにするため、脆弱性評価の指針を定め、これに従って脆弱性評価を行い、その結果に基づき、国土強靱化基本計画の案を作成しなければならない。

4 脆弱性評価は、国土強靱化基本計画の案に定めようとする国土強靱化に関する施策の分野ごとに行うものとする。

（ 4 ） 目標と起きてはならない最悪の事態

8 つの「事前に備えるべき目標」（第 1 章記載）から、その妨げとなるものとして、本区の地域特性を踏まえた 35 項目の「起きてはならない最悪の事態」を次ページのとおり設定した。なお、設定に当たっては、東京都が設定した項目に基づきつつ、本区の地域性に該当しない項目は除外した。

【事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態】

事前に備えるべき目標		番 号		起きてはならない最悪の事態
1	直接死を最小限に抑える	1	1-1	大都市での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生
		2	1-2	不特定多数が集まる施設の倒壊・火災
		3	1-3	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
		4	1-4	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
2	救助・救急・医療活動が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）	5	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
		6	2-2	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
		7	2-3	自衛隊、警察、消防、海上保安庁等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		8	2-4	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
		9	2-5	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者の発生・混乱
		10	2-6	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
		11	2-7	被災地における疫病・感染症等の大規模発生や劣悪な避難生活環境による健康状態の悪化・死者の発生
3	必要不可欠な行政機能を確保する	12	3-1	被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化
		13	3-2	本区の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4	必要不可欠な情報通信機能を確保する	14	4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
		15	4-2	郵便事業の長期停止による種々の重要な郵便物が送達できない事態
		16	4-3	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
5	経済活動を機能不全に陥らせない	17	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下
		18	5-2	社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止
		19	5-3	陸上水上交通ネットワークの機能停止
		20	5-4	食料等の安定供給の停滞
6	生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワークなどを確保するとともに、これらの早期復旧を図る	21	6-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPガスのサプライチェーン機能の停止
		22	6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
		23	6-3	下水道施設の長期間にわたる機能停止
		24	6-4	地域交通ネットワークが分断する事態
		25	6-5	火山噴火により脆弱性が高まる事態
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	26	7-1	市街地での大規模火災の発生
		27	7-2	沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺
		28	7-3	河川防災施設の損壊・機能不全による二次災害の発生
		29	7-4	有害物質の大規模拡散・流出
		30	7-5	風評被害等による経済等への甚大な影響
8	地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	31	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		32	8-2	道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		33	8-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		34	8-4	基幹インフラの損傷により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		35	8-5	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

なお、都の設定した項目からの変更点とその理由は以下の表のとおりである。

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態	関連施策・備考
1	直接死を最小限に抑える	広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生	本区において大津波による被害は想定されないため削除
		大規模な火山噴火・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり国土の脆弱性が高まる事態	都の想定する直接死は島しょ部の火山に起因するため、本区では富士山噴火による降灰の影響のみを想定し、事前に備えるべき目標6に分類
3	必要不可欠な行政機能を確保する	信号機の全面停止等による重大交通事故の発生 首都圏での中央官庁機能の機能不全	本区では信号機整備を所管していないため削除 本区内に中央官庁が所在しないため削除
5	経済活動を機能不全に陥らせない	重要な産業施設の損壊、火災、爆発等	本区内にコンビナート等を含む大規模な工業地帯が所在しないため削除
		海上輸送の機能の停止による海外貿易への甚大な影響	本区内に港湾が所在しないため削除
		複数空港の同時被災	本区内に空港が所在しないため削除
		金融サービス等の機能停止により商取引に甚大な影響が発生する事態	本区では金融サービスを所管していないため削除
6	生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワークなどを確保するとともに、これらの早期復旧を図る	異常渇水等により用水の供給の途絶	本区では水道事業を所管しておらず、水源管理等についても関わらないため削除
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	海上・臨海部の広域複合災害の発生	本区内に港湾は所在せず、臨海部の堤防整備は完了しているため削除
		農地・森林等の荒廃による被害の拡大	本区内に二次災害を誘発する大規模の農地や森林が所在しないため削除

(5) 分析・評価について

分析・評価については東京都国土強靱化地域計画と整合を図り、前ページの「起きてはならない最悪の事態」を回避するために、何が課題であり、今後どのような施策を導入すべきかについて現状における取り組み・施策を基に行った。脆弱性の分析・評価については、各部への聞き取り調査により、**別紙1**として起きてはならない最悪の事態ごとの脆弱性の分析・評価、**別紙2**として施策分野ごとの脆弱性の分析・評価を取りまとめた。なお、評価結果の**別紙1**及び**別紙2**を以下の3点に総括する。

国や東京都、区民や民間事業者などとの連携が必要

本区において強靱化を推進していくためには、区の施策の展開だけでは十分ではなく、国や東京都、区民や民間事業者などと適切な役割分担の下、連携し協力しながら取り組む必要がある。

ハード・ソフト両面による総合的な対策の推進が必要

本計画における目標達成のためには、建築物や橋梁の耐震化などハード面の対策を着実に推進していくとともに、BCPの充実や防災訓練の実施等を通じた人材育成などソフト面の対策と組み合わせた総合的な対策を行う必要がある。

代替性などを考慮に入れた取り組みの推進が必要

どんな事が起ころうとも最悪な事態に陥る事が避けられるようなシステムを構築するためには、平常時における効率性の確保という視点に加え、バックアップシステムの確保、道路ネットワークの整備など、代替性などを考慮に入れた取り組みが必要である。

第3章 国土強靱化の推進

1 推進方針

第2章の脆弱性評価を分析・検討し、8つの「事前に備えるべき目標」を達成するための推進方針を、東京都の計画に準じて以下のとおり取りまとめた。

1 直接死を最小限に抑える
推進方針 ○高齢者や障害者などの要配慮者等あらゆる立場に配慮した安全確保等の取り組みを、女性の視点も踏まえつつきめ細かく推進する。 ○地域の自助・共助の意識向上及び公助との適切な役割分担・連携による一体的な取り組みを推進する。 ○本区陸域の約7割が満潮位以下であり、浸水継続時間が2週間以上に及ぶ恐れがあることから、大規模水害の危険性に応じた適切な対策を講じていく。 ○建築物等の耐震化・不燃化や都市基盤施設の整備等のハード面の対策と、防災訓練や防災学習等のソフト面の対策を組み合わせた総合的な対策を推進する。 ○情報の収集・発信・伝達手段の多様化・充実化や行政区域を超えた広域的な連携等を進め、適切な避難行動を実現する。
2 救助・救急・医療活動が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）
推進方針 ○備蓄品の充実・確保や円滑な物資調達のための準備を進めるとともに、災害時の輸送体制を整備する。 ○多様な主体間の連携を強化する。 ○建築物や道路、橋梁等のインフラ施設等の災害対応力を強化する。 ○応急活動拠点を整備し、受援体制を強化する。 ○多種多様な災害に対応できる人材を育成するとともに、装備・資機材を充実強化する。 ○自主防災組織等の参加する防災訓練の実施等により、区民・事業者の防災意識を高揚させ、地域の災害対応力の向上を図る。 ○医療機関が災害時にも継続的に業務を行えるよう、講習、訓練の実施等により平常時より災害や社会的影響の大きい新型感染症に向けた医療体制の連携強化を図る。 ○災害時の情報伝達・情報共有の円滑化に向け、多様な情報通信手段の確保や情報連絡体制を強化する。 ○道路ネットワークの拡充による代替路の確保や輸送手段の多様化等、災害時の冗長性・代替性を確保する。

<p>○一斉帰宅の抑制の徹底や一時滞在施設の確保等、総合的な帰宅困難者対策を推進する。</p> <p>○予防接種、消毒、害虫駆除等、平常時から疾病・感染症等の発生防止策を講じておく。</p>
<p>3 必要不可欠な行政機能を確保する</p> <p>推進方針</p> <p>○防災上重要な公共施設・ライフライン等の災害対応力の強化や代替施設の整備等を推進する。</p> <p>○行政機関内の情報連絡体制を整備する。</p> <p>○職員訓練をはじめ B C M を適切に運用し、行政機関の災害対応力を強化する。 (B C M : 業務継続マネジメント (Business Continuity Management) の略称)</p>
<p>4 必要不可欠な情報通信機能を確保する</p> <p>推進方針</p> <p>○被災者の通信手段の確保のため、電気通信設備の耐震化、無停電対策の整備等を推進する。</p> <p>○情報発信手段の多様化を図るとともに、多様化に必要な情報通信基盤の整備を推進する。</p>
<p>5 経済活動を機能不全に陥らせない</p> <p>推進方針</p> <p>○企業の B C P の策定促進や燃料備蓄の促進、給油体制の整備等経済活動の継続力を強化する。</p> <p>○施設の整備・耐震化、関係者間の連携強化等により、都市インフラの災害対応力を強化する。</p> <p>○広域的な道路ネットワーク機能を拡充する。</p> <p>○道路閉塞の防止対策を進めるとともに、迅速な道路啓開等に向けた体制を構築する。 (B C P : 事業継続計画 (Business Continuity Plan) の略称)</p>
<p>6 生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワークなどを確保するとともに、これらの早期復旧を図る</p> <p>推進方針</p> <p>○ライフライン施設の多重化・複線化や耐震化等災害対応力を強化するとともに、道路ネットワークの拡充による代替路の確保や輸送手段の多様化等、災害時の冗長性・代替性を確保する。</p> <p>○道路の防災対策やネットワーク機能を拡充する。</p> <p>○自立分散型エネルギーの利用拡大等電気設備・電力システムの災害対応力強化及び復旧迅速化の取り組みを推進する。</p> <p>○施設の整備・耐震化、関係者間の連携強化等により、都市インフラの災害対応力を強化する。</p>

- 広域的な道路ネットワーク機能を拡充する。
- 道路閉塞の防止対策を進めるとともに、迅速な道路啓開等に向けた体制を構築する。

7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

推進方針

- 建築物の耐震化やインフラ整備等のハード面の対策、防災訓練等による地域防災力の向上等のソフト面の対策を組み合わせた取り組みを推進する。
- 緊急通行車両等の円滑な通行のための体制を整備するとともに、交通の安全を確保する。
- 各種情報を的確かつ迅速に発信できる体制を整備し、風評被害等による経済等への影響を回避する。
- 有害物質等の管理体制を強化する。
- 防災上農地の存在意義が大きいことから、農業保全に向けた取り組みを推進する。

8 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

推進方針

- がれきの処理方法や復興まちづくりなどの事前検討、り災証明書の迅速な発行など迅速な復旧・復興を実現するための取り組みを推進する。
- 復旧・復興を担う人材を養成する。
- 広域・長期にわたる浸水被害を防ぐため、堤防・水門、海岸保全施設等の耐震耐水対策等を推進する。

2 起きてはならない最悪の事態別の関連施策

東京都の計画に準じ、35の「起きてはならない最悪の事態」の回避に向けた関連施策を記載し、あわせて各文末に主な取り組み主体及び施策分野を記載した。また、各施策の進捗を測る重要業績指標について、現状値と目標値を記載した。

1 直接死を最小限に抑える

(1-1) 大都市での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生

住宅・建築物安全ストック形成事業の実施により、戸建住宅、分譲マンション及び緊急輸送道路沿道建築物について、所有者自らが耐震診断及び耐震改修工事を実施するよう、助成制度の普及啓発を図り、災害に強いまちを形成する。(建築物の耐震化・更新の推進/まちづくり)【都市開発部】

土地区画整理事業や市街地再開発事業等の面的整備事業の実施により、耐火性・耐震性を有する建築物及び交通広場・都市計画道路等を一体的に整備することに

より、防災性、安全性の高い市街地を形成する。(出火・延焼の抑制/まちづくり)【都市開発部】

狭あい道路整備等促進事業の実施により、安全な住宅市街地を形成するとともに、建築基準法第42条2項道路(私道)の現況測量を実施し、拡幅整備を推進する。(出火・延焼の抑制/まちづくり)【都市開発部】

発災時に各種区施設に危険が発生しないよう、新設時の防災対策の強化、耐震化改修や大規模修繕、スプリンクラー設備の整備等を進める。また、耐震化の終了した学校施設については築年数の経過等に応じて改築を行う。(防災上重要な区施設の防災対策の推進、出火・延焼の抑制/行政機能、健康・医療・福祉、教育・文化、経済・産業・地域コミュニティ)【新庁舎・大型施設建設推進室】【文化共育部】【生活振興部】【福祉部】【子ども家庭部】【教育委員会事務局】

施設倒壊による直接死を防ぐため、老朽化した橋梁、地下駐輪場等の特定施設、公園遊具等について、更新や修繕を進める。(防災上重要な区施設の防災対策の推進、都市インフラの災害対応力強化/まちづくり)【土木部】

消防団による地域防災力を高めるため、団員募集や装備の強化の支援を行う。(地域防災力の向上/経済・産業・地域コミュニティ)【危機管理室】

自主防災組織の充実強化を図るため、参加への呼びかけや地域主体の防災訓練への支援を行うとともに、家具転倒防止対策の啓発も行う。(地域防災力の向上/経済・産業・地域コミュニティ)【危機管理室】

指定避難所に指定された学校全てに避難所運営協議会を設置し、定期的な訓練等を通して実効性の確保に努める。(地域防災力の向上/経済・産業・地域コミュニティ)【危機管理室】

各町会・自治会に地区防災計画策定の呼びかけや防災士による策定支援を行う。(地域防災力の向上/経済・産業・地域コミュニティ)【危機管理室】

区立小中学校において、災害への正しい知識と自助・共助の意識を身に付ける防災学習の実施を推進する。(地域防災力の向上/教育・文化)【危機管理室】【教育委員会事務局】

関係機関や区民が、より適時・的確な防災行動・対策をとれるよう、防災情報の収集のための関係機関連携を強化するとともに、通知のための各種システム運営の安定化を図る。(伝達手段の多重化、避難や感染拡大防止に役立つ情報提供の一層の充実/行政機能、情報通信)【危機管理室】

【重要業績指標】

住宅の耐震化率	H27：93%	R2：98%
民間特定建築物	H27：96%	R2：98%
(区公共建築物は H22 に 100%達成済)		
特定緊急輸送道路沿道建築物	H27：91%	R2：100%
一般緊急輸送道路沿道建築物	H27：85%	R2：100%
市街地再開発事業等の整備面積	R2：0.5ha	R13：約 14.5ha
私道の現況測量率	R1：0.3%	R5：22%
電線共同溝整備	R2：51.4%(39.1km)	R7：57.1%(43.5km)
都市計画道路整備	R2：67.0%(40.2km)	R7：74.3%(44.5km)
橋梁架替	R2：69.2%(9橋)	R14：76.9%(10橋)
橋梁修繕率	R2：60%(30橋)	R7：100%(50橋)
特定施設修繕率	R2：42.5%(17箇所)	R8：100%(40箇所)
公園施設修繕率	R2：16.1%(19施設)	R15：100%(118施設)

(1-2)不特定多数が集まる施設の倒壊・火災

消防団による地域防災力を高めるため、団員募集や装備の強化の支援を行う。(地域防災力の向上 / 経済・産業・地域コミュニティ)【危機管理室】

公共施設建設の際は、災害を想定し、避難等の防災拠点となる施設の災害対応を想定した整備を図る。(防災上重要な区施設の防災対策の推進、出火・延焼の抑制 / 行政機能、健康・医療・福祉、経済・産業・地域コミュニティ、教育・文化)【新庁舎・大型施設建設推進室】【文化共育部】【生活振興部】【福祉部】【子ども家庭部】【健康部】【教育委員会事務局】

スプリンクラー設備等の整備、耐震化改修・大規模修繕等のほか倒壊の危険性のあるブロック塀等の改修、高齢者施設等の防災・減災対策を支援する。(防災上重要な区施設の防災対策の推進、出火・延焼の抑制 / 健康・医療・福祉)【福祉部】

(1-3)異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

広域避難の速やかな対応体制の確立のために、江東5区広域避難推進協議会を中心に平常時から連携強化を図る。(広域避難の具現化と関係機関との連携強化 / 行政機能)【危機管理室】

土地区画整理事業や市街地再開発事業等により、立体的な避難経路及び施設の上階や屋上への待避施設を整備することで浸水対策を施し、安心・安全なまちを形成する。(都市インフラの災害対応力強化 / まちづくり)【都市開発部】

気象情報等避難に関する区民への情報を早い段階で発表できるよう関係機関との連携強化及び必要な伝達システムの拡充を図る。(避難や感染拡大防止に役立つ情報提供の一層の充実、伝達手段の多重化/行政機能)【危機管理室】

町会・自治会、各団体等へ水害ハザードマップ等を用いて大規模水害時における広域避難の必要性について周知・啓発する。(避難や感染拡大防止に役立つ情報提供の一層の充実、地域防災力の向上/行政機能)【危機管理室】

国や東京都が開催する広域避難検討会への参画等により避難方法と避難場所について具現化を図る。(広域避難の具現化と関係機関との連携強化/行政機能)【危機管理室】

交流都市を増やし、お互いに広域避難が可能となる具体的な避難計画を作成する。また、区内における垂直避難等による孤立被災者の救出・救助に関し、関係機関と連携して計画書の策定等、対策準備を図る。(広域避難の具現化と関係機関との連携強化/行政機能)【危機管理室】

防災情報収集のために国や東京都及び関係機関との連携強化を図りながら、既往の災害から得た知見のみならず、それを大きく超える規模の災害を含む多様な状況に対応できるよう防災行動計画(タイムライン)の精度を高め、区民の迅速な避難行動に繋げる。(タイムラインの充実・改善、避難や感染拡大防止に役立つ情報提供の一層の充実、伝達手段の多重化/行政機能、情報通信)【危機管理室】

公共施設建設の際は、水害を想定して2階高を5m以上としたり、防災倉庫・非常用電源を配備するなど、防災の拠点となることを目指した整備を行う。(防災上重要な区施設の防災対策の推進/経済・産業・地域コミュニティ)【生活振興部】

水門・樋門等の適切な動作を確保するため、必要な修繕や耐震化を迅速に実施するとともに、発災時に迅速に対応できるよう職員の訓練を徹底する。(区管理河川施設の災害対応力強化/行政機能、まちづくり)【土木部】

高潮による浸水防止策として、関係機関と連携し、スーパー堤防整備と一体的なまちづくりを推進するとともに、水門・樋門等の河川施設の維持管理も適切に実施する。(区管理河川施設の災害対応力強化/まちづくり)【土木部】

緊急時の避難場所として高台を創出するため、スーパー堤防整備事業と合わせた土地区画整理事業を実施する。(都市インフラの災害対応力強化、スーパー堤防と一体的なまちづくりの推進/まちづくり)【土木部】

【重要業務指標】

市街地再開発事業等における待避施設等整備地区数 R2：1地区 R13：7地区
スーパー堤防整備延長 R2：16.0%(2.65km) R8：18.5%(3.07km)

(1-4)情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

ホームページ、Twitter 等の SNS、えどがわメールニュース等の活用により、区民への情報伝達手段の多重化を図る。また、区内にいる全ての人に情報を正しく伝達できるよう、情報発信の多言語化に努める。(伝達手段の多重化/情報通信)

【危機管理室】

防災情報収集のために国や東京都及び関係機関との連携強化を図りながら、既往の災害から得た知見のみならず、それを大きく超える規模の災害を含む多様な状況に対応できるよう防災行動計画(タイムライン)の精度を高め、区民の迅速な避難行動に繋げる。(タイムラインの充実・改善、避難や感染拡大防止に役立つ情報提供の一層の充実、伝達手段の多重化/行政機能、情報通信)【危機管理室】

広域避難の速やかな対応体制の確立のために、江東5区広域避難推進協議会を中心に平常時から連携強化を図る。(広域避難の具現化と関係機関との連携強化/行政機能)【危機管理室】

情報伝達手段の拡充を行うことで代替手段を確保するとともに、電力供給途絶に備えて、非常用電源の整備や自立分散型エネルギー等を用いたエネルギー源多重化を進める。(伝達手段の多重化、非常用電源の確保・充実、自立分散型エネルギーの利用拡大/行政機能)【危機管理室】

2 救助・救急・医療活動が迅速に行われる(それがなされない場合の必要な対応を含む)

(2-1)被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

非常用発電機、太陽光発電設備、中圧ガス導管などを活用したエネルギー源多重化を進める。(防災上重要な区施設の防災対策の推進、非常用電源の確保・充実、自立分散型エネルギーの利用拡大/行政機能)【新庁舎・大型施設建設推進室】

避難所となる学校施設において、食料の確保、断水時に備えた受水槽・防火水槽・防災井戸による飲料水・生活雑用水の確保のほか、外部電源盤・、自家発電設備・太陽光発電その他自立発電機能・中圧ガスなどの設備により、エネルギー源多重化を進める。(備蓄の確実な確保、区立小中学校の受水槽を断水時対応型への更新・改良、区立小中学校配備の防災井戸等による生活雑用水確保、非常用電源の

確保・充実、自立分散型エネルギーの利用拡大 / 行政機能、教育・文化)【危機管理室】【教育委員会事務局】

地域力の重要性や自助での備蓄について、様々な講演会や防災訓練を通して普及啓発を行う。(備蓄の確実な確保 / 経済・産業・地域コミュニティ)【危機管理室】

各種訓練を通じ、関係機関及び災害時協力協定団体との連携を強化し、災害対応の精度向上を図る。(備蓄の確実な確保 / 行政機能)【危機管理室】

備蓄品の適切な更新を行うとともに、民間流通在庫を確実に確保できるよう災害時協力協定の見直しなど平常時の行政負担を極力抑えた備蓄量拡充を図る。(備蓄の確実な確保 / 行政機能)【危機管理室】

区立保育園等について、子どものための食料・水・おむつを備蓄し、今後もローリングストックを図っていく。(備蓄の確実な確保 / 行政機能)【子ども家庭部】

エネルギー供給及び飲料水等を確保するため、高齢者施設等が行う非常用自家発電・給水設備の整備促進を支援する。(自立分散型エネルギーの利用拡大 / 行政機能)【福祉部】

各種物資の供給ルートとなる緊急輸送道路を確保するため、幹線道路ネットワークの整備、橋梁の架け替え・耐震補強等の実施、無電柱化の推進及び災害時協力協定の実効性の確保、また、既存の緊急輸送道路などの幹線道路の機能を維持するため、適正な維持管理を実施するなどの災害対応力の強化を図る。(都市インフラの災害対応力強化 / 行政機能)【土木部】

災害時速やかに事業を再開できるよう、区内事業者のBCPへの取り組み支援及び策定の推進を図る。(中小企業の事業継続計画(BCP)策定促進 / 経済・産業・地域コミュニティ)【生活振興部】

【重要業績指標】

電線共同溝整備	R2 : 51.4%(39.1km)	R7 : 57.1%(43.5km)
都市計画道路整備	R2 : 67.0%(40.2km)	R7 : 74.3% (44.5km)
橋梁架替	R2 : 69.2%(9橋)	R14 : 76.9%(10橋)
橋梁修繕率	R2 : 60%(30橋)	R7 : 100%(50橋)
幹線道路等の舗装修繕	R2 : -	R12 : 50.0km

(2-2)多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

防災講演会、防災訓練を通じて広域避難の必要性について周知・啓発するとともに、気象情報等避難に関する情報を早い段階で区民へ伝達し、迅速な避難行動へ繋げる。(避難や感染拡大防止に役立つ情報提供の一層の充実 / 行政機能)【危機管理室】

各道路管理者や警察署、各交通事業者等と連携・協力し、交通の混乱等を防ぎ、区民等の安全確保等について万全を期する。(都市インフラの災害対応力強化 / 行政機能)【都市開発部】【土木部】

防災情報収集のために関係機関との連携を強化する。また、災害対策本部、各防災拠点、職員間の情報収集ネットワークを構築するため、情報連絡ツールの整備・拡充を図る。(避難や感染拡大防止に役立つ情報提供の一層の充実、伝達手段の多重化 / 情報通信)【危機管理室】

各町会・自治会に地区防災計画策定の呼びかけや防災士を活用した策定支援を行う。(地域防災力の向上 / 経済・産業・地域コミュニティ)【危機管理室】

広域避難の速やかな対応体制の確立のために、江東5区広域避難推進協議会を中心に平常時から連携強化を図る。(広域避難の具現化と関係機関との連携強化 / 行政機能)【危機管理室】

避難所となる学校施設において、食料の確保、断水時に備えた受水槽・防火水槽・防災井戸による飲料水・生活雑用水の確保のほか、外部電源盤・自家発電設備・太陽光発電その他自立発電機能・中圧ガスなどの設備により、エネルギー源多重化を進める。(備蓄の確実な確保、区立小中学校の受水槽を断水時対応型への更新・改良、区立小中学校配備の防災井戸等による生活雑用水確保、非常用電源の確保・充実、自立分散型エネルギーの利用拡大 / 行政機能、教育・文化)【危機管理室】【教育委員会事務局】

高潮による浸水防止策として、関係機関と連携し、スーパー堤防整備と一体的なまちづくりを推進するとともに、適切に水門・樋門等の河川施設の維持管理を実施する。(区管理河川施設の災害対応力強化、スーパー堤防と一体的なまちづくりの推進 / まちづくり)【土木部】

国や東京都及び関係機関との連携強化を図りながら、既往の災害から得た知見のみならず、それを大きく超える規模の災害を含む多様な状況に対応できるよう防災行動計画(タイムライン)の精度を高め、区民の迅速な避難行動に繋げる。(タイムラインの充実・改善、避難や感染拡大防止に役立つ情報提供の一層の充実 /

行政機能)【危機管理室】

【重要業績指標】

スーパー堤防整備延長 R2 : 16.0%(2.65km) R8 : 18.5%(3.07km)

(2-3)自衛隊、警察、消防、海上保安庁等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

防災訓練や地区防災計画の策定を通して自助・共助の考え方及び大規模水害時における広域避難の重要性について周知啓発を図る。(地域防災力の向上/経済・産業・地域コミュニティ)【危機管理室】

救助・救急活動等を行うための経路が機能不全を起こさないよう、緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化や防火対策をするとともに、早期啓開のための体制を整備する。また、区の施設についても活動阻害の要因とならないよう防災対策を強化する。(建築物の耐震化・更新の推進、出火・延焼の抑制、防災上重要な区施設の防災対策の推進、都市インフラの災害対応力強化/まちづくり)【危機管理室】

【都市開発部】【土木部】

(2-4)救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

電力供給途絶に備えて、自立分散型エネルギーの利用促進を図る。(自立分散型エネルギーの利用拡大/健康・医療・福祉、環境)【環境部】

保健所及び各健康サポートセンター、各緊急医療救護所において、自立型等、他のエネルギー源確保に努める。(非常用電源の確保・充実、自立分散型エネルギーの利用拡大/健康・医療・福祉)【健康部】

(2-5)想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者の発生・混乱

帰宅困難者が安全に滞在できるよう、協力協定団体施設での必要物資備蓄を推進支援する。また、徒歩帰宅者支援として、災害時帰宅支援ステーションの周知啓発を行う。(帰宅困難者対策、避難や感染拡大防止に役立つ情報提供の一層の充実、伝達手段の多重化/行政機能)【危機管理室】

(2-6)医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

災害時協力協定等を活用して新たな情報伝達手段を整備するとともに、適切に使用できるよう訓練等を通して平常時から職員の教育を徹底する。(伝達手段の多重化/情報通信)【危機管理室】

医療施設へ他都道府県等からの応援医療チームの派遣が円滑に進むよう、平常時より災害医療コーディネーターと連携を図るとともに、トリアージ講習会や合同緊急医療救護所参集・運営訓練など各種訓練により強化を図る。(医療機関の強靱化 / 健康・医療・福祉)【健康部】

臨海町の医薬品備蓄施設の適切な管理運営を行い、薬剤師会と連携する等、被災時の医薬品の安定供給を図る。(備蓄の確実な確保 / 健康・医療・福祉)【健康部】

救助・救急活動等を行うための経路が機能不全を起こさないよう、緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化や防火対策をするとともに、早期啓開のための体制を整備する。また、区の施設についても活動阻害の要因とならないよう防災対策を強化する。(建築物の耐震化・更新の推進、出火・延焼の抑制、防災上重要な区施設の防災対策の推進、都市インフラの災害対応力強化 / まちづくり)【危機管理室】
【都市開発部】【土木部】

(2-7)被災地における疫病・感染症等の大規模発生や劣悪な避難生活環境による健康状態の悪化・死者の発生

感染拡大防止のための隔離措置に必要な施設及び人員、物資を迅速に手配するため、区施設や災害時協力協定の運用計画の精度を高めるとともに関係機関との連携を強化する。(感染症のまん延対策 / 行政機能、健康・医療・福祉)【危機管理室】

平常時より、施設運営を担う施設(指定管理者)に対して、マスク備蓄や感染症予防のための健康・衛生管理教育を徹底する。(感染症のまん延対策、避難所における衛生管理 / 健康・医療・福祉、教育・文化)【文化共育部】

避難所にて迅速にトイレ機能が確保できるように非常用マンホールトイレの設置や学校改築時における屋外トイレの整備を図る。(避難所における衛生管理 / 行政機能)【危機管理室】

平常時より、災害時の円滑な避難行動要支援者への避難支援体制を整備する。(要配慮者の支援体制整備 / 行政機能、健康・医療・福祉)【福祉部】

避難所にて適切な配慮ができるよう専門的知識を持つ巡回員の派遣や相談窓口を設ける。また、避難所生活者への発達障害についての理解を深める。(要配慮者の支援体制整備 / 行政機能、健康・医療・福祉)【福祉部】

手洗いの徹底を図り、食品・調理器具・生活用品等を衛生的に扱えるように、使用ルールを定めるとともに、使い捨て手袋や消毒薬(アルコール、次亜塩素酸ナ

トリウム等)を準備する。(感染症のまん延対策、避難所や家庭における保健衛生活動の準備、避難所における衛生管理 / 健康・医療・福祉)【健康部】

体育館等の室内の衛生環境(温湿度等)を適正に保つよう、冷暖房機器やサーキュレーター(大型扇風機)等の設置に努める。また、避難所の運用ルールで定期的に換気を行うようにする。(避難所における衛生管理 / 健康・医療・福祉)【危機管理室】【健康部】

感染症拡大を防止するため、高齢者施設等が行う多床室から個室への改修を支援する。(感染症のまん延対策、要配慮者の支援体制整備 / 行政機能、健康・医療・福祉)【福祉部】

ペットによる感染症の媒介を防ぐため、避難所でのペットの飼養場所を確保する。(感染症のまん延対策 / 健康・医療・福祉)【危機管理室】【健康部】

人工呼吸器使用者への発電機補助等を図り、共助による避難所への避難支援の確立を図る。また、要配慮者の避難所の確保を推進する。(非常用電源の確保・充実 / 健康・医療・福祉)【健康部】

軽度の障害者に向けては避難所の部屋の割り振りやレイアウトなど環境整備について学校や避難所運営協議会との連携を図る。(要配慮者の支援体制整備 / 健康・医療・福祉)【危機管理室】【健康部】

平常時より避難所や各家庭での健康管理(体調管理・服薬指導等)について啓発を行う。(感染症のまん延対策、避難所や家庭における保健衛生活動の準備 / 健康・医療・福祉)【健康部】

避難行動要支援者に対する避難先の確保及び個別支援計画の作成を行う。(要配慮者の支援体制整備 / 健康・医療・福祉)【危機管理室】【健康部】

避難所の過密化を避けるため、在宅避難や縁故避難の推進を図る。(在宅・縁故避難の誘導強化 / 行政機能)【危機管理室】

災害時協力協定等を活用して新たな情報伝達手段を整備するとともに、適切に使用できるよう訓練等を通して平常時から職員の教育を徹底する。(伝達手段の多重化 / 情報通信)【危機管理室】

避難所となる施設の被災によって収容可能人数が減少しないよう、耐震化や防火対策、非構造部材及びブロック塀等の安全対策を推進する。(防災上重要な区施

設の防災対策の推進 / 教育・文化、経済・産業・地域コミュニティ)【文化共育部】
【生活振興部】【教育委員会事務局】

3 必要不可欠な行政機能を確保する

(3-1)被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化

地域パトロール団体の拡大等による各避難所を核とした区民主体の自主防犯体制の強化や、犯罪抑止に効果的である街頭防犯カメラの設置支援を図っていく。
(日常から地域と警察との連携による防犯活動 / 経済・産業・地域コミュニティ)
【環境部】

地域の自主的な防犯活動を推進するため、様々な「ながら見守り隊」等の活動を通して住民及び事業者らの共助による防犯意識向上を図る。(日常から地域と警察との連携による防犯活動 / 経済・産業・地域コミュニティ)【環境部】

(3-2)本区の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

非常用発電機、太陽光発電設備、中圧ガス導管などを活用したエネルギー源多重化を進める。(防災上重要な区施設の防災対策の推進、非常用電源の確保・充実、自立分散型エネルギーの利用拡大 / 行政機能)【新庁舎・大型施設建設推進室】

指定避難所等区施設を短時間で網羅的に点検するため、エリア毎に複数の職員で対応する体制を確保する。(危機事象毎の業務継続計画(BCP)策定と運用(BCM) / 行政機能)【都市開発部】

災害時優先業務を遂行するために必要な研修(防災e-ラーニング、新任研修、HUG訓練、人事異動に伴う研修等)を実施し、全職員が個々の役割を認識し、災害対応能力向上を図る。(危機事象毎の業務継続計画(BCP)策定と運用(BCM) / 行政機能)【危機管理室】

防災拠点施設へのソーラーパネル設置を推進し、継続的な電力の確保を行う。(非常用電源の確保・充実、自立分散型エネルギーの利用拡大 / 行政機能)【危機管理室】

受援態勢を整備し、これに基づいた訓練、資源管理遂行により実効性を確保する。
(受援態勢の構築・強化 / 行政機能)【総務部】

保健所及び各健康サポートセンターすべてにおいて、自立型等、他のエネルギー源確保に努める。(防災上重要な区施設の防災対策の推進、非常用電源の確保・充実、自立分散型エネルギーの利用拡大 / 行政機能、健康・医療・福祉)【健康部】

データの安全を確保するために、サーバ等システム機器類をより安全な場所に設置し、別途バックアップも行う。(行政システムデータの安全確保、危機事象毎の業務継続計画 (BCP) 策定と運用 (BCM) / 情報通信)【経営企画部】

4 必要不可欠な情報通信機能を確保する

(4-1)電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

データの安全を確保するために、サーバ等システム機器類をより安全な場所に設置するとともに、確実なデータバックアップ体制を確保する。(行政システムデータの安全確保、危機事象毎の業務継続計画 (BCP) 策定と運用 (BCM) / 情報通信)【経営企画部】

保健所及び各健康サポートセンターすべてにおいて、自立型等、他のエネルギー源の確保に努める。(非常用電源の確保・充実、自立分散型エネルギーの利用拡大 / 行政機能)【健康部】

情報伝達に必要な機器の電力供給途絶に備えて、非常用電源の整備や自立分散型エネルギー等を用いたエネルギー源多重化を進める。(伝達手段の多重化、非常用電源の確保・充実、自立分散型エネルギーの利用拡大 / 行政機能)【危機管理室】

本庁舎の移転を通し、非常用発電機、太陽光発電設備、中圧ガス導管などを活用したエネルギー源多重化を進める。(防災上重要な区施設の防災対策の推進、非常用電源の確保・充実、自立分散型エネルギーの利用拡大 / 行政機能)【新庁舎・大型施設建設推進室】

災害時優先業務を遂行するために必要な研修(防災 e-ラーニング、新任研修、HUG 訓練、人事異動に伴う研修等)を実施し各種訓練や研修を通じて全職員が個々の役割を認識し、災害対応能力向上を図る。(危機事象毎の業務継続計画 (BCP) 策定と運用 (BCM) / 行政機能)【危機管理室】

(4-2)郵便事業の長期停止による種々の重要な郵便物が送達できない事態

災害発生時に業務が継続できるよう防災会議等を通して平常時より緊密に連携を図る。(危機事象毎の業務継続計画 (BCP) 策定と運用 (BCM) / 行政機能)【危機管理室】

(4-3)テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

災害時協力協定等を活用して新たな情報伝達手段を整備するとともに、適切に使用できるよう訓練等を通して平常時から職員の教育を徹底する。(伝達手段の多重化 / 情報通信)【危機管理室】

テレビ、ラジオなどの不通時に備え、防災行政無線に加え、えどがわメールニュース、FM えどがわ、区公式ホームページ、区公式フェイスブック、区公式ツイッター等を活用し、情報伝達手段の多重化を図る。(伝達手段の多重化/情報通信)

【危機管理室】

非常用発電機、太陽光発電設備、中圧ガス導管などを活用したエネルギー源多重化の検討を進める。(防災上重要な区施設の防災対策の推進、非常用電源の確保・充実、自立分散型エネルギーの利用拡大/行政機能)【新庁舎・大型施設建設推進室】**【危機管理室】**

災害時優先業務を遂行するために必要な研修(防災e-ラーニング、新任研修、HUG訓練、人事異動に伴う研修等)を実施し各種訓練や研修を通じて全職員が個々の役割を認識し、災害対応能力向上を図る。(危機事象毎の業務継続計画(BCP)策定と運用(BCM)/行政機能)**【危機管理室】**

5 経済活動を機能不全に陥らせない

(5-1) サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下

災害時速やかに事業を再開できるよう、区内事業者のBCPへの取り組み支援及び策定の推進を図る。(中小企業の事業継続計画(BCP)策定促進、備蓄の確実な確保/経済・産業・地域コミュニティ)**【生活振興部】**

平常時より区内事業者の生産性向上や業務効率化の取り組みを支援することにより、区内企業の災害時対応力向上を図る。また、災害発生時、区内事業者のニーズにあった金融支援施策を実施する。(中小企業の経営基盤の向上及び生産性の向上に資する支援・適切な金融支援策の実施/経済・産業・地域コミュニティ)**【生活振興部】**

各種物資の供給ルートとなる緊急輸送道路を確保するため、幹線道路ネットワークの整備、橋梁の架け替え・耐震補強等の実施、無電柱化の推進及び災害時協力の協定の実効性の確保、また、既存の緊急輸送道路などの幹線道路の機能を維持するため、適正な維持管理を実施するなどの災害対応力の強化を図る。(都市インフラの災害対応力強化/行政機能)**【土木部】**

【重要業績指標】

電線共同溝整備	R2 : 51.4%(39.1km)	R7 : 57.1%(43.5km)
都市計画道路整備	R2 : 67.0%(40.2km)	R7 : 74.3%(44.5km)
橋梁架替	R2 : 69.2%(9橋)	R14 : 76.9%(10橋)
橋梁修繕率	R2 : 60%(30橋)	R7 : 100%(50橋)
幹線道路等の舗装修繕	R2 : -	R12 : 50.0km

(5-2)社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止

各種物資の供給ルートとなる緊急輸送道路を確保するため、幹線道路ネットワークの整備、橋梁の架け替え・耐震補強等の実施、無電柱化の推進及び災害時協力協定の実効性の確保、また、既存の緊急輸送道路などの幹線道路の機能を維持するため、適正な維持管理を実施するなどの災害対応力の強化を図る。(都市インフラの災害対応力強化/行政機能)【土木部】

【重要業績指標】

電線共同溝整備	R2 : 51.4%(39.1km)	R7 : 57.1%(43.5km)
都市計画道路整備	R2 : 67.0%(40.2km)	R7 : 74.3% (44.5km)
橋梁架替	R2 : 69.2%(9橋)	R14 : 76.9%(10橋)
橋梁修繕率	R2 : 60%(30橋)	R7 : 100%(50橋)
幹線道路等の舗装修繕	R2 : -	R12 : 50.0km

(5-3) 陸上水上交通ネットワークの機能停止

災害時の避難道路や緊急輸送道路を確保し、交通渋滞や踏切事故の解消のため、複数の踏切を一挙に除却する連続立体交差事業を推進し、分断市街地の一体化を図り、まちの交通インフラを改善する。(都市インフラの災害対応力強化/まちづくり)【都市開発部】【土木部】

円滑な災害復旧活動を後押しするため、自転車通行帯整備を実施する。(都市インフラの災害対応力強化/まちづくり)【土木部】

電柱倒壊による交通寸断を防ぐため、電線共同溝整備を実施する。(都市インフラの災害対応力強化/まちづくり)【土木部】

橋梁部材の崩落等による直接死及び交通寸断を防ぐため、橋梁修繕を実施する。(都市インフラの災害対応力強化/まちづくり)【土木部】

【重要業績指標】

自転車通行帯整備	R2 : 18.6km(30%)	R8 : 62.0km(100%)
橋梁修繕率	R2 : 60%(30橋)	R7 : 100%(50橋)

(5-4)食料等の安定供給の停滞

各種物資の供給ルートとなる緊急輸送道路を確保するため、幹線道路ネットワークの整備、橋梁の架け替え・耐震補強等の実施、無電柱化の推進及び災害時協力協定の実効性の確保、また、既存の緊急輸送道路などの幹線道路の機能を維持するため、適正な維持管理を実施するなどの災害対応力の強化を図る。(都市インフラの災害対応力強化/行政機能)【土木部】

災害時協力協定団体連絡会や各種訓練を実施し、協定団体と連絡体制の構築を行う。(備蓄の確実な確保 / 行政機能)【危機管理室】

災害時速やかに事業を再開できるよう、区内事業者のBCPへの取り組み支援及び策定の推進を図る。(中小企業の事業継続計画(BCP)策定促進、備蓄の確実な確保 / 経済・産業・地域コミュニティ)【生活振興部】

平常時から農家の防災意識を向上させるとともに、認定農業者制度の推進など農家の経営基盤強化を図る。(中小企業の経営基盤の向上及び生産性の向上に資する支援、適切な金融支援策の実施 / 経済・産業・地域コミュニティ)【生活振興部】

【重要業績指標】

電線共同溝整備	R2 : 51.4%(39.1km)	R7 : 57.1%(43.5km)
都市計画道路整備	R2 : 67.0%(40.2km)	R7 : 74.3% (44.5km)
橋梁架替	R2 : 69.2%(9橋)	R14 : 76.9%(10橋)
橋梁修繕率	R2 : 60%(30橋)	R7 : 100%(50橋)
幹線道路等の舗装修繕	R2 : -	R12 : 50.0km

6 生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワークなどを確保するとともに、これらの早期復旧を図る

(6-1)電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)や石油・LPガスのサプライチェーン機能の停止

電気、ガス等のライフラインが供給・機能停止した場合の被害を防止、抑制するとともに早期の復旧を行うため、区及び関係機関との連携・協力体制を構築し、区民の安全確保に努める。(危機事象毎の業務継続計画(BCP)策定と運用(BCM) / 行政機能、経済・産業・地域コミュニティ)【危機管理室】

(6-2)上水道等の長期間にわたる供給停止

飲料水については東京都水道局と連携して円滑な供給を行えるよう訓練を行い、生活用水については防災貯水槽や防災井戸等の整備を進める。また、防災訓練等を通して家庭での備蓄の重要性についても啓発を行う。(備蓄の確実な確保 / 行政機能、教育・文化)【危機管理室】

持続的な飲料水供給を実現するため、避難所となる区立小中学校への断水時対応型受水槽の整備を推進する。また、供給の即応性を高めるために流通備蓄としての飲料水確保に努める。(備蓄の確実な確保、区立小中学校の受水槽を断水時対応型への更新・改良 / 行政機能、教育・文化)【危機管理室】

保健所及び各健康サポートセンターにおける長期間利用可能な水を確保する。
 (備蓄の確実な確保 / 健康・医療・福祉)【健康部】

各種物資の供給ルートとなる緊急輸送道路を確保するため、幹線道路ネットワークの整備、橋梁の架け替え・耐震補強等の実施、無電柱化の推進及び災害時協力協定の実効性の確保、また、既存の緊急輸送道路などの幹線道路の機能を維持するため、適正な維持管理を実施するなどの災害対応力の強化を図る。(都市インフラの災害対応力強化 / 行政機能)【土木部】

災害時優先業務を遂行するために必要な研修(防災 e - ラーニング、新任研修、HUG 訓練、人事異動に伴う研修 等) を実施し各種訓練や研修を通じて全職員が個々の役割を認識し、災害対応能力向上を図る。(危機事象毎の業務継続計画 (BCP) 策定と運用 (BCM) / 行政機能)【危機管理室】

【重要業績指標】

電線共同溝整備	R2 : 51.4%(39.1km)	R7 : 57.1%(43.5km)
都市計画道路整備	R2 : 67.0%(40.2km)	R7 : 74.3% (44.5km)
橋梁架替	R2 : 69.2%(9橋)	R14 : 76.9%(10橋)
橋梁修繕率	R2 : 60%(30橋)	R7 : 100%(50橋)
幹線道路等の舗装修繕	R2 : -	R12 : 50.0km

(6-3) 下水道施設の長期間にわたる機能停止

汚水処理施設が使用できない場合においても、し尿の処理が迅速に行えるよう関係機関との協定を締結するとともに、情報連絡訓練等を通して実効性の確保を図る。(応急し尿処理対応について東京都下水道局ほか関係機関との連携強化 / 環境)【環境部】

各種物資の供給ルートとなる緊急輸送道路を確保するため、幹線道路ネットワークの整備、橋梁の架け替え・耐震補強等の実施、無電柱化の推進及び災害時協力協定の実効性の確保、また、既存の緊急輸送道路などの幹線道路の機能を維持するため、適正な維持管理を実施するなどの災害対応力の強化を図る。(都市インフラの災害対応力強化 / 行政機能)【土木部】

【重要業績指標】

電線共同溝整備	R2 : 51.4%(39.1km)	R7 : 57.1%(43.5km)
都市計画道路整備	R2 : 67.0%(40.2km)	R7 : 74.3% (44.5km)
橋梁架替	R2 : 69.2%(9橋)	R14 : 76.9%(10橋)
橋梁修繕率	R2 : 60%(30橋)	R7 : 100%(50橋)
幹線道路等の舗装修繕	R2 : -	R12 : 50.0km

(6-4)地域交通ネットワークが分断する事態

各道路管理者や警察署、各交通事業者等と連携・協力し、様々な交通の混乱等の発生を防ぎ、区民等の生命の安全確保等について万全を期する。(都市インフラの災害対応力強化/行政機能)【都市開発部】【土木部】

災害時の避難道路や緊急輸送道路を確保し、交通渋滞や踏切事故の解消のため、複数の踏切を一挙に除却する連続立体交差事業を推進し、分断市街地の一体化を図り、まちの交通インフラを改善する。(都市インフラの災害対応力強化/まちづくり)【都市開発部】【土木部】

円滑な災害復旧活動を後押しするため、自転車通行帯整備を実施する。(都市インフラの災害対応力強化/まちづくり)【土木部】

電柱倒壊による交通寸断を防ぐため、電線共同溝整備を実施する。(都市インフラの災害対応力強化/まちづくり)【土木部】

橋梁部材の崩落等による直接死及び交通寸断を防ぐため、橋梁修繕を実施する。(都市インフラの災害対応力強化/まちづくり)【土木部】

住宅・建築物安全ストック形成事業の実施により、戸建住宅、分譲マンション及び緊急輸送道路沿道建築物について、所有者自らが耐震診断及び耐震改修工事を実施するよう、助成制度の普及啓発を図り、災害に強いまちを形成する。(建築物の耐震化・更新の推進/まちづくり)【都市開発部】

延焼遮断帯の構築及び家屋倒壊等による道路閉塞等を防ぐため、都市計画道路整備を実施する。(出火・延焼の抑制、都市インフラの災害対応力強化/まちづくり)【都市開発部】【土木部】

【重要業績指標】

踏切数 R2：3箇所 0箇所(都の事業のため、年度不明)

自転車通行帯整備率 R2：18.6km(30%) R8：62.0km(100%)

電線共同溝整備 R2：51.4%(39.1km) R7：57.1%(43.5km)

橋梁修繕率 R2：60%(30橋) R7：100%(50橋)

住宅の耐震化率 H27：93% R2：98%

民間特定建築物 H27：96% R2：98%

(区公共建築物はH22に100%達成済)

特定緊急輸送道路沿道建築物 H27：91% R2：100%

一般緊急輸送道路沿道建築物 H27：85% R2：100%

都市計画道路整備 R2：67.0%(40.2km) R7：74.3%(44.5km)

(6-5)火山噴火により脆弱性が高まる事態

富士山噴火に伴う降灰による社会的影響を軽減するための対策を図るとともに、国や都との情報連絡体制を強化する。(降灰対策の検討 / 行政機能)【危機管理室】

7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

(7-1)市街地での大規模火災の発生

密集市街地において、火災発生時の消火活動の軸となる道路・公園整備を行うとともに、防火規制の導入等により建築物の不燃化を促進する。(出火・延焼の抑制 / まちづくり)【都市開発部】

密集市街地において、発災時の避難路となる都市計画道路整備に併せてその沿道に延焼遮断帯の形成を促進し、火災の延焼防止及び避難路の安全性を確保する。(都市インフラの災害対応力強化 / まちづくり)【都市開発部】

学校施設内での人的被害を防ぐため、安全な避難経路を確保する。耐火構造の壁等で建築物内部を区画するほか、外への階段・出口・通路の整備を行う。今後は、他の建築物への延焼を防ぐため、防災緑地やスプリンクラー等の整備を図る。(防災上重要な区施設の防災対策の推進 / 教育・文化)【教育委員会事務局】

イベントの開催や団体への支援を通じ、農業の振興を図るとともに、都市農地の整備に支援を実施していくことで、農地の減少を抑制し、一時避難所、防災井戸の役割を持つ農地の保全に努める。(農地・緑地の保全 / 経済・産業・地域コミュニティ)【生活振興部】

自主防災組織の充実強化を図るため、参加への呼びかけや地域主体の防災訓練への支援を行う。(地域防災力の向上 / 経済・産業・地域コミュニティ)【危機管理室】

住宅・建築物安全ストック形成事業の実施により、戸建住宅、分譲マンション及び緊急輸送道路沿道建築物について、所有者自らが耐震診断及び耐震改修工事を実施するよう、助成制度の普及啓発を図り、災害に強いまちを形成する。(建築物の耐震化・更新の推進 / まちづくり)【都市開発部】

木造住宅密集地域では、地区計画及び密集市街地整備促進事業等の事業的手法を組み合わせ導入することにより、安全な避難経路や円滑な消防活動に寄与する主要生活道路、防災活動の拠点となる公園等のオープンスペースの整備を促進する。(出火・延焼の抑制 / まちづくり)【都市開発部】

土地区画整理事業や市街地再開発事業等の面的整備事業により災害に強く燃えにくいまちを形成するとともに、交通広場や都市計画道路等の都市基盤を整備し、避難路が確保された、安全で暮らしやすいまちを形成する。(出火・延焼の抑制、都市インフラの災害対応力強化/まちづくり)【都市開発部】

延焼遮断帯の構築及び家屋倒壊等による道路閉塞等を防ぐため、都市計画道路整備を実施する。また、延焼遮断帯の構築及び避難場所の確保のため、公園整備を実施する。(出火・延焼の抑制、都市インフラの災害対応力強化/まちづくり)【土木部】

緊急時の避難場所として高台を創出するため、高規格堤防整備事業と合わせた土地区画整理事業等の面的まちづくりを実施する。(出火・延焼の抑制、都市インフラの災害対応力強化/まちづくり)【土木部】

【重要業績指標】

住宅の耐震化率 H27：93% R2：98%

民間特定建築物 H27：96% R2：98%

(区公共建築物はH22に100%達成済)

特定緊急輸送道路沿道建築物 H27：91% R2：100%

一般緊急輸送道路沿道建築物 H27：85% R2：100%

都市計画道路整備 R2：67.0%(40.2km) R7：74.3%(44.5km)

密集事業による公園面積 R2：58.0%(24,891m²) R11：100%(42,943m²)

スーパー堤防整備延長 R2：16.0%(2.65km) R8：18.5%(3.07km)

(7-2)沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺

特定緊急輸送道路沿道建築物について、概ね診断が終了していることから、診断後に補強設計及び耐震改修工事に至っていない建物所有者に対する個別訪問による働きかけを行う。(建築物の耐震化・更新の推進/まちづくり)【都市開発部】

一般緊急輸送道路沿道建築物について、耐震診断、補強設計及び耐震改修工事に至っていない建物所有者に対する個別訪問による働きかけを行う。(建築物の耐震化・更新の推進/まちづくり)【都市開発部】

各種応急対応に使用するルートの啓開を確実にするため、幹線道路ネットワークの整備、橋梁の架け替え・耐震補強等の実施、無電柱化の推進などの災害対応力の強化を図るとともに、発災後の迅速な緊急輸送道路啓開ができるよう災害時協力協定の実効性の確保に努める。(都市インフラの災害対応力強化/行政機能)

【土木部】

【重要業績指標】

特定緊急輸送道路沿道建築物	H27：91%	R2：100%
一般緊急輸送道路沿道建築物	H27：85%	R2：100%
電線共同溝整備	R2：51.4%(39.1km)	R7：57.1%(43.5km)
都市計画道路整備	R2：67.0%(40.2km)	R7：74.3%(44.5km)
橋梁架替	R2：69.2%(9橋)	R14：76.9%(10橋)
橋梁修繕率	R2：60%(30橋)	R7：100%(50橋)

(7-3)河川防災施設の損壊・機能不全による二次災害の発生

水門・樋門等の適切な動作を確保するため、必要な修繕や耐震化を迅速に実施するとともに、発災時に迅速に対応できるよう職員の訓練を徹底する。(区管理河川施設の災害対応力強化/まちづくり)【土木部】

大地震による堤防の機能喪失が水害を引き起こさないよう、スーパー堤防の整備推進を支援する。(スーパー堤防と一体的なまちづくりの推進/まちづくり)【土木部】

【重要業績指標】

スーパー堤防整備延長	R2：16.0%(2.65km)	R8：18.5%(3.07km)
------------	------------------	------------------

(7-4)有害物質の大規模拡散・流出

毒物劇物販売業者・毒物劇物取扱い事業者・化学物質を多量に保管している事業所に対し、災害時の被害を最小限にする対応ができるように下記事項について、監視・指導を行う。

- (1)平常時よりハザードマップによる発災時の被害想定を行うこと
- (2)危害防止規定の作成・更新
- (3)定期的な設備点検の実施
- (4)従業員への周知・情報共有
- (5)施設に対しては3年に1回は立入検査を行い、管理について指導を行う
(毒物・劇物保管管理施設の適正管理及び対応措置・防災訓練等の指導/健康・医療・福祉、環境)【環境部】【健康部】

(7-5)風評被害等による経済等への甚大な影響

災害の状況を迅速かつ的確に把握し、その状況を分析した上で、早急に対策を講じるとともに、区民に適切な情報の提供を行う。(伝達手段の多重化/行政機能)【危機管理室】

災害時に多言語による災害情報を提供できるように翻訳機等の配備を行う。(伝達手段の多重化/行政機能、情報通信)【危機管理室】

防災講演会等を通して、区民に災害についての正しい知識を広めることによって、風評被害の発生を防止するよう取り組む。(地域防災力の向上/経済・産業・地域コミュニティ)【危機管理室】

8 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

(8-1)大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

江戸川区災害廃棄物処理計画を必要に応じて見直し、発災時における実効性を高める。また、平常時から関係自治体との情報の共有及び連携を強化するとともに、様々なフェーズを想定した訓練や研修の実施を通じて、職員の意識や資質向上を図る。(がれき処理マニュアルの整備/環境)【環境部】

災害廃棄物処理に関係する業者・団体と協定を締結し、日常業務においても災害を想定した課題や問題点及び解決策を共有することで迅速で安定した災害廃棄物処理を目指す。(がれき処理体制の構築・強化/環境)【環境部】

(8-2)道路啓開等の復旧・復興を担う人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

復興まちづくりに対応できる職員を育成するために復興事前訓練を行い、平常時から有識者やまちづくりの各種専門家と協力体制を構築していく。(地域防災力の向上/経済・産業・地域コミュニティ)【都市開発部】

災害ボランティア養成講座開催など、人材の育成とボランティアネットワークの構築を推進する。(地域防災力の向上/経済・産業・地域コミュニティ)【文化共育部】

被災した区民の生活を速やかに支援するため、り災証明書の迅速な発行を可能にする被災者生活再建支援システムを活用していく。(り災証明書発行システムの活用/行政機能)【生活振興部】

(8-3)地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

町会・自治会への加入促進に取り組みつつ、地域まつりや区民運動会等を通じて、顔の見える関係づくりを促進し、多世代交流の機会やコミュニティの充実を図る。(地域防災力の向上、経済・産業・地域コミュニティ)【生活振興部】

地域コミュニティの拠点としての役割を持つ「商店街」において、さらなる活性化を実現していくことで、地域のにぎわいを創出し、コミュニティの充実を図る。さらに、若手会員を発掘し、次世代の商店街リーダーとして育成を進めることで、

復興を担う地域の新たなリーダーの育成に努める。また、同じく地域コミュニティの拠点としての役割を持つ「公衆浴場」において、様々なイベントを展開し、子どもから高齢者まで誰でも通える環境づくりを行い、コミュニティの充実を図る。(地域防災力の向上/経済・産業・地域コミュニティ)【生活振興部】

迅速な都市復興を実現できるよう、江戸川区復興マニュアルを踏まえながら、被災後の都市像や事業手法など、事前復興ビジョンを準備する。(復興計画策定準備/行政機能)【都市開発部】

(8-4) 基幹インフラの損傷により復旧・復興が大幅に遅れる事態

非常用発電機、太陽光発電設備、中圧ガス導管などを活用したエネルギー源多重化の検討を進める。(防災上重要な区施設の防災対策の推進、非常用電源の確保・充実、自立分散型エネルギーの利用拡大/行政機能)【新庁舎・大型施設建設推進室】

各種物資の供給ルートとなる緊急輸送道路を確保するため、幹線道路ネットワークの整備、橋梁の架け替え・耐震補強等の実施、無電柱化の推進及び災害時協力の実効性の確保、また、既存の緊急輸送道路などの幹線道路の機能を維持するため、適正な維持管理を実施するなどの災害対応力の強化を図る。(都市インフラの災害対応力強化/行政機能)【土木部】

【重要業績指標】

電線共同溝整備	R2 : 51.4%(39.1km)	R7 : 57.1%(43.5km)
都市計画道路整備	R2 : 67.0%(40.2km)	R7 : 74.3% (44.5km)
橋梁架替	R2 : 69.2%(9橋)	R14 : 76.9%(10橋)
橋梁修繕率	R2 : 60%(30橋)	R7 : 100%(50橋)
幹線道路等の舗装修繕	R2 : -	R12 : 50.0km

(8-5) 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

複合災害時の浸水防止策として、関係機関と連携し、スーパー堤防整備と一体的なまちづくりを推進するとともに、水門・樋門等の河川施設の維持管理も適切に実施する。(区管理河川施設の災害対応力強化、スーパー堤防と一体的なまちづくりの推進/まちづくり)【土木部】

迅速な都市復興を実現できるよう、江戸川区復興マニュアルを踏まえながら、被災後の都市像や事業手法など、事前復興ビジョンを準備する。(復興計画策定準備/行政機能)【都市開発部】

【重要業績指標】

スーパー堤防整備延長

R2 : 16.0%(2.65km)

R8 : 18.5%(3.07km)

3 取り組む施策と重点化

(1) 強靱化施策

前項で整理した、起きてはならない最悪の事態ごとの関連施策から具体的に脆弱性を改善する施策を「強靱化施策」として位置付け、**別紙3**のとおり取りまとめた。

(2) 強靱化施策の重点化

強靱化施策のうち、本区にとって極めて重要な施策を「強靱化重点施策」と位置付ける。強靱化重点施策の抽出に際しては次のとおりとする。

○重点化抽出の考え方

- ア. 本区に起きてはならない最悪の事態に幅広く対応する施策
- イ. 本区の地域強靱化に当たって極めて重要な施策

強靱化施策と、前項にてまとめた本区において起きてはならない最悪の事態との対応を次の表にまとめ、重点化抽出の考え方に基づいて強靱化重点施策を検討する。

：重点化施策

強靱化施策	本区において起きてはならない最悪の事態
1. 都市インフラの災害対応力強化 (1) 本区緊急輸送道路啓開に向けた連携体制の構築 (2) 都市計画道路の整備 (3) 再開発事業、土地区画整理事業など市街地再構築の推進 (4) 京成線連続立体事業の推進 (5) 都市計画道路沿道建築物の不燃化・耐震化 都市防災不燃化促進事業 (6) 無電柱化の促進 (7) 橋梁の架け替え及び既存の道路、橋梁、公園、特定施設の予防保全型管理の推進 (8) マンホール浮上の抑制 (9) 防災船着場の整備・機能拡充 (10) 自転車通行帯の整備 (11) ブロック塀の倒壊防止対策促進支援 (12) オープンスペースの確保	1-1) 大都市での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生 1-3) 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水 2-1) 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止 2-2) 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生 2-3) 自衛隊、警察、消防、海上保安庁等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足 2-6) 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶及び感染症拡大による医療機能の麻痺 5-1) サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下 5-2) 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止 5-3) 陸上水上交通ネットワークの機能停止 5-4) 食料等の安定供給の停滞 6-2) 上水道等の長期間にわたる供給停止 6-3) 下水道施設の長期間にわたる機能停止 6-4) 地域交通ネットワークが分断する事態 7-1) 市街地での大規模火災の発生 7-2) 沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺 8-4) 基幹インフラの損傷により復旧・復興が大幅に遅れる事態

<p>2. 防災上重要な区施設の防災対策の推進</p> <p>(1) 区立小中学校改築</p> <p>(2) 本庁舎移転</p> <p>(3) 施設の耐震化改修・防火設備整備</p> <p>(4) 施設新設時の災害対策を見据えた計画作成</p> <p>(5) その他区施設の更新</p>	<p>1-1) 大都市での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生</p> <p>1-2) 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災</p> <p>1-3) 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水</p> <p>2-1) 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止</p> <p>2-3) 自衛隊、警察、消防、海上保安庁等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足</p> <p>2-6) 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺</p> <p>2-7) 疫病・感染症等の大規模発生や劣悪な避難生活環境による健康状態の悪化・死者の発生</p> <p>3-2) 本区の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下</p> <p>4-1) 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止</p> <p>4-3) テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態</p> <p>7-1) 市街地での大規模火災の発生</p> <p>8-4) 基幹インフラの損傷により復旧・復興が大幅に遅れる事態</p>
<p>3. 伝達手段の多重化</p> <p>(1) 各メディアに対し、避難情報、感染防止に向けた情報など重要な情報を迅速かつ正確に提供する体制構築</p> <p>(2) 地域への情報発信手段の多様化を図る</p> <p>(3) 行政関係機関内の情報連携体制（J-ALERT、Em-Netなど）の強化</p> <p>(4) 災害対策本部、各防災拠点、職員間の情報収集ネットワークの構築</p> <p>(5) 多言語による被害情報提供ができる体制を充実強化する</p>	<p>1-1) 大都市での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生</p> <p>1-3) 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水</p> <p>1-4) 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生</p> <p>2-2) 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生</p> <p>2-5) 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者の発生・混乱</p> <p>2-6) 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺</p> <p>2-7) 疫病・感染症等の大規模発生や劣悪な避難生活環境による健康状態の悪化・死者の発生</p> <p>4-1) 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止</p> <p>4-3) テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態</p> <p>7-5) 風評被害等による経済等への甚大な影響</p>
<p>4. 非常用電源の確保・充実</p> <p>(1) 災害対策本部、避難所等本区の災害時拠点施設に非常用電源の充実</p>	<p>1-4) 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生</p> <p>2-1) 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止</p> <p>2-2) 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生</p> <p>2-4) 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶</p> <p>2-7) 疫病・感染症等の大規模発生や劣悪な避難生活環境による健康状態の悪化・死者の発生</p>

	<p>3-2) 本区の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下</p> <p>4-1) 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止</p> <p>4-3) テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態</p> <p>8-4) 基幹インフラの損傷により復旧・復興が大幅に遅れる事態</p>
<p>5. 地域防災力の向上</p> <p>(1) 消防団員確保及び消防団装備強化</p> <p>(2) 訓練、講演会等を通じた自主防災組織等の充実強化</p> <p>(3) 指定避難所における避難所運営協議会の運営強化</p> <p>(4) 学校等における防災学習の推進・強化</p> <p>(5) 町・自治会単位の地区防災計画策定支援と推進</p> <p>(6) 災害ボランティア・コーディネーターの育成</p> <p>(7) 地域行事を通じて多世代交流の機会やコミュニティの充実を図る</p> <p>(8) 家具類の転倒・落下・移動防止対策の推進</p> <p>(9) ブロック塀の倒壊防止対策促進支援</p>	<p>1-1) 大都市での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生</p> <p>1-2) 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災</p> <p>1-3) 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水</p> <p>2-2) 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生</p> <p>2-3) 自衛隊、警察、消防、海上保安庁等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足</p> <p>7-1) 市街地での大規模火災の発生</p> <p>7-5) 風評被害等による経済等への甚大な影響</p> <p>8-2) 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態</p> <p>8-3) 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態</p>
<p>6. 自立分散型エネルギーの利用拡大</p> <p>(1) 電力の長期供給停止を想定した高効率な供給システムによる電力確保</p>	<p>1-4) 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生</p> <p>2-1) 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止</p> <p>2-2) 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生</p> <p>2-4) 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶</p> <p>3-2) 本区の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下</p> <p>4-1) 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止</p> <p>4-3) テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態</p> <p>8-4) 基幹インフラの損傷により復旧・復興が大幅に遅れる事態</p>
<p>7. 建築物の耐震化・更新の推進</p> <p>(1) 旧耐震基準で建てられた住宅、マンション、緊急輸送道路沿道の建築物等の耐震化・除却・建替え促進支援</p>	<p>1-1) 大都市での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生</p> <p>2-3) 自衛隊、警察、消防、海上保安庁等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足</p> <p>2-6) 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺</p> <p>6-4) 地域交通ネットワークが分断する事態</p> <p>7-1) 市街地での大規模火災の発生</p> <p>7-2) 沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺</p>

<p>8. 出火・延焼の抑制</p> <p>(1) 木造密集市街地の改善</p> <p>(2) 不燃化促進</p> <p>(3) 空き家対策</p>	<p>1-1) 大都市での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生</p> <p>1-2) 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災</p> <p>2-3) 自衛隊、警察、消防、海上保安庁等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足</p> <p>2-6) 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺</p> <p>6-4) 地域交通ネットワークが分断する事態</p> <p>7-1) 市街地での大規模火災の発生</p>
<p>9. 危機事象毎の業務継続計画(BCP)策定と運用(BCM)</p>	<p>3-2) 本区の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下</p> <p>4-1) 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止</p> <p>4-2) 郵便事業の長期停止による種々の重要な郵便物が送達できない事態</p> <p>4-3) テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態</p> <p>6-1) 電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)や石油・LPガスのサプライチェーン機能の停止</p> <p>6-2) 上水道等の長期間にわたる供給停止</p>
<p>10. 備蓄の確実な確保</p> <p>(1) 施設特性に応じた行政備蓄及び流通備蓄の充実調達体制の整備(特に輸送車両などに必要な燃料確保)</p> <p>(2) 家庭内、事業所の備蓄の拡充促進を啓発・ローリングストックの推奨</p>	<p>2-1) 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止</p> <p>2-2) 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生</p> <p>2-6) 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺</p> <p>5-1) サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下</p> <p>5-4) 食料等の安定供給の停滞</p> <p>6-2) 上水道等の長期間にわたる供給停止</p>
<p>11. 避難や感染拡大防止に役立つ情報提供の一層の充実</p> <p>(1) 関係機関との連携強化</p> <p>(2) 水害ハザードマップの周知、広域避難の必要性、感染防止に向けた情報発信等の意識啓発</p> <p>(3) 河川水位、雨量情報、高潮氾濫危険水位等の区民への情報伝達の迅速さと精度の向上</p>	<p>1-1) 大都市での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生</p> <p>1-3) 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水</p> <p>1-4) 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生</p> <p>2-2) 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生</p> <p>2-5) 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者の発生・混乱</p>
<p>12. 区管理河川施設の災害対応力強化</p> <p>(1) 水門の耐震化</p> <p>(2) 適正な維持管理の強化</p>	<p>1-3) 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水</p> <p>2-2) 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生</p> <p>7-3) 河川防災施設の損壊・機能不全による二次災害の発生</p> <p>8-5) 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態</p>
<p>13. スーパー堤防と一体的なまちづくりの推進</p>	<p>1-3) 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水</p> <p>2-2) 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生</p> <p>7-3) 河川防災施設の損壊・機能不全による二次災害の発</p>

	<p>生</p> <p>8-5) 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態</p>
14. 中小企業の事業継続計画（BCP）策定促進	<p>2-1) 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止</p> <p>5-1) サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下</p> <p>5-4) 食料等の安定供給の停滞</p>
15. タイムラインの充実・改善	<p>1-3) 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水</p> <p>1-4) 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生</p> <p>2-2) 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生</p>
16. 広域避難の具現化と関係機関との連携強化 (1)江東5区、東京都、国及び関係機関との連携強化 (2)広域避難先の確保 (3)垂直避難等による孤立被災者の支援体制確保	<p>1-3) 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水</p> <p>1-4) 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生</p> <p>2-2) 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生</p>
17. 区立小中学校の受水槽を断水時対応型への更新・改良 18. 区立小中学校配備の防災井戸等による生活雑用水確保	<p>2-1) 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止</p> <p>2-2) 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生</p> <p>6-2) 上水道等の長期間にわたる供給停止</p>
19. 行政システムデータの安全確保	<p>3-2) 本区の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下</p> <p>4-1) 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止</p>
20. 復興計画策定準備 (1)「江戸川区都市復興マニュアル」を踏まえた事前の復興対策の手順や進め方、復興の目標、体制の策定・構築	<p>8-3) 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態</p> <p>8-5) 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態</p>
21. 中小企業の経営基盤の向上及び生産性の向上に資する支援 22. 適切な金融支援策の実施	<p>5-1) サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下</p> <p>5-4) 食料等の安定供給の停滞</p>
23. 帰宅困難者対策 (1)災害時帰宅支援ステーションの充実 災害時協力協定締結拡充、区内避難所での受入態勢の充実 (2)徒歩帰宅の備えの啓発	<p>2-5) 想定を超える大量の帰宅困難者の発生・混乱</p>
24. 医療機関の強靱化 (1)業務継続計画（BCP）策定促進による必要な事務への対応態勢の確立 (2)研修等による人材育成 (3)医師会、歯科医師会、薬剤師会等様々な主体による医療救助活動の連携体制構築	<p>2-6) 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺</p>

<p>25. 感染症のまん延対策</p> <p>(1) 平常時から各家庭や避難所における健康管理（体調管理・服薬指導等）の啓発</p> <p>(2) 感染症対策用品の備蓄</p> <p>(3) 平常時から東京都及び医師会との連携による感染症検査体制の確立</p> <p>(4) 軽症者等対応の民間ホテル利用に向けた災害時協力協定拡充</p> <p>(5) 要介護者及び保護者感染時の児童等について一時保護体制の確立</p> <p>(6) 感染者の安全な自宅療養環境構築に向けた病状管理体制の確立</p> <p>26. 避難所における衛生管理</p> <p>(1) 避難所、避難場所のマンホールトイレ整備の充実</p> <p>(2) 避難所の空調設備整備</p> <p>(3) 携帯トイレの備蓄</p> <p>(4) 衛生用品の備蓄強化</p> <p>(5) 災害時協力協定の拡充</p> <p>(6) 避難所運営マニュアルの改定</p>	<p>2-7) 疫病・感染症等の大規模発生や劣悪な避難生活環境による健康状態の悪化・死者の発生</p>
<p>27. 在宅・縁故避難の誘導強化</p> <p>28. 要配慮者の支援体制整備</p> <p>(1) 避難行動要支援者の支援体制整備</p> <p>(2) 避難所における要配慮者への配慮体制整備</p> <p>29. 避難所や家庭における保健衛生活動の準備</p>	<p>2-7) 疫病・感染症等の大規模発生や劣悪な避難生活環境による健康状態の悪化・死者の発生</p>
<p>30. 日常から地域と警察との連携による防犯活動</p> <p>(1) 地域による防犯パトロールの拡大</p> <p>(2) 街頭防犯カメラの設置支援</p> <p>(3) わんわんパトロール、ながら見守り活動等</p>	<p>3-1) 被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化</p>
<p>31. 受援態勢の構築・強化</p>	<p>3-2) 本区の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下</p>
<p>32. 応急し尿処理対応について東京都下水道局ほか関係機関との連携強化</p>	<p>6-3) 下水道施設の長期間にわたる機能停止</p>
<p>33. 降灰対策の検討</p>	<p>6-5) 火山噴火により脆弱性が高まる事態</p>
<p>34. 農地・緑地の保全</p> <p>(1) 農業振興のための行事開催、支援</p>	<p>7-1) 市街地での大規模火災の発生</p>
<p>35. 毒物・劇物保管管理施設の適正管理及び対応措置・防災訓練等の指導</p>	<p>7-4) 有害物質の大規模拡散・流出</p>
<p>36. がれき処理マニュアルの整備</p> <p>37. がれき処理体制の構築・強化</p>	<p>8-1) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態</p>
<p>38. リ災証明書発行システムの活用</p>	<p>8-2) 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態</p>

(3) 強靱化重点施策

前項に基づき、強靱化重点施策を次の表のとおり設定し、今後の脆弱性改善に向けた取り組みの推進に努める。

1 都市インフラの災害対応力強化

- (1) 本区緊急輸送道路啓開に向けた連携体制の構築
- (2) 都市計画道路の整備
- (3) 再開発事業、土地区画整理事業など市街地再構築の推進
- (4) 京成線連続立体事業の推進
- (5) 都市計画道路沿道建築物の不燃化・耐震化
都市防災不燃化促進事業
- (6) 無電柱化の促進
- (7) 橋梁の架け替え及び既存の道路、橋梁、公園、特定施設の予防保全型管理の推進
- (8) マンホール浮上の抑制
- (9) 防災船着場の整備・機能拡充
- (10) 自転車通行帯の整備
- (11) ブロック塀の倒壊防止対策促進支援
- (12) オープンスペースの確保

2 防災上重要な区施設の防災対策の推進

- (1) 区立小中学校改築
- (2) 本庁舎移転
- (3) 施設の耐震化改修・防火設備整備
- (4) 施設新設時の災害対策を見据えた計画作成
- (5) その他区施設の更新

3 伝達手段の多重化

- (1) 各メディアに対し、避難情報、感染防止に向けた情報など重要な情報を迅速かつ正確に提供する体制構築
- (2) 地域への情報発信手段の多様化を図る
- (3) 行政関係機関内の情報連携体制（J-ALERT、Em-Net など）の強化
- (4) 災害対策本部、各防災拠点、職員間の情報収集ネットワークの構築
- (5) 多言語による情報提供ができる体制を充実強化する

4 非常用電源の確保・充実

- (1)災害対策本部、避難所等本区の災害時拠点施設に非常用電源の充実

5 地域防災力の向上

- (1)消防団員確保及び消防団装備強化
- (2)訓練、講演会等を通じた自主防災組織等の充実強化
- (3)指定避難所における避難所運営協議会の運営強化
- (4)学校等における防災学習の推進・強化
- (5)町・自治会単位の地区防災計画策定支援と推進
- (6)災害ボランティア・コーディネーターの育成
- (7)地域行事を通じて多世代交流の機会やコミュニティの充実を図る
- (8)家具類の転倒・落下・移動防止対策の推進
- (9)ブロック塀の倒壊防止対策促進支援

6 自立分散型エネルギーの利用拡大

- (1)特に電力の長期供給停止を想定した高効率な供給システムによる電力確保

7 建築物の耐震化・更新の推進

- (1)旧耐震基準で建てられた住宅、マンション、緊急輸送道路沿道の建築物などの耐震化・除却・建替え促進支援

8 出火・延焼の抑制

- (1)木造密集市街地の改善
- (2)不燃化促進
- (3)空き家対策

9 危機事象毎の業務継続計画（BCP）策定と運用（BCM）

10. 備蓄の確実な確保

- (1)施設特性に応じた行政備蓄及び流通備蓄の充実
調達体制の整備（特に輸送車両などに必要な燃料確保）
- (2)家庭内、事業所の備蓄の拡充促進を啓発・ローリングストックの推奨

11. スーパー堤防と一体的なまちづくりの推進

12. 区管理河川施設の災害対応力強化

- (1) 水門の耐震化
- (2) 適正な維持管理の強化

13. 広域避難の具現化と関係機関との連携強化

- (1) 江東5区、東京都、国及び関係機関との連携強化
- (2) 広域避難先の確保
- (3) 垂直避難等による孤立被災者の支援体制確保

14. 区立小中学校の受水槽を断水時対応型への更新・改良

15. 区立小中学校配備の防災井戸等による生活雑用水確保

16. 感染症のまん延対策

- (1) 平常時から各家庭や避難所における健康管理（体調管理・服薬指導等）の啓発
- (2) 感染症対策用品の備蓄
- (3) 平常時から東京都及び医師会との連携による感染症検査体制の確立
- (4) 軽症者等対応用の民間ホテル利用に向けた災害時協力協定拡充
- (5) 要介護者及び保護者感染時の児童等について一時保護体制の確立
- (6) 感染者の安全な自宅療養環境構築に向けた病状管理体制の確立

17. 避難所における衛生管理

- (1) 避難所、避難場所のマンホールトイレ整備の充実
- (2) 避難所の空調設備整備
- (3) 携帯トイレの備蓄
- (4) 衛生用品の備蓄強化
- (5) 災害時協力協定の拡充
- (6) 避難所運営マニュアルの改定

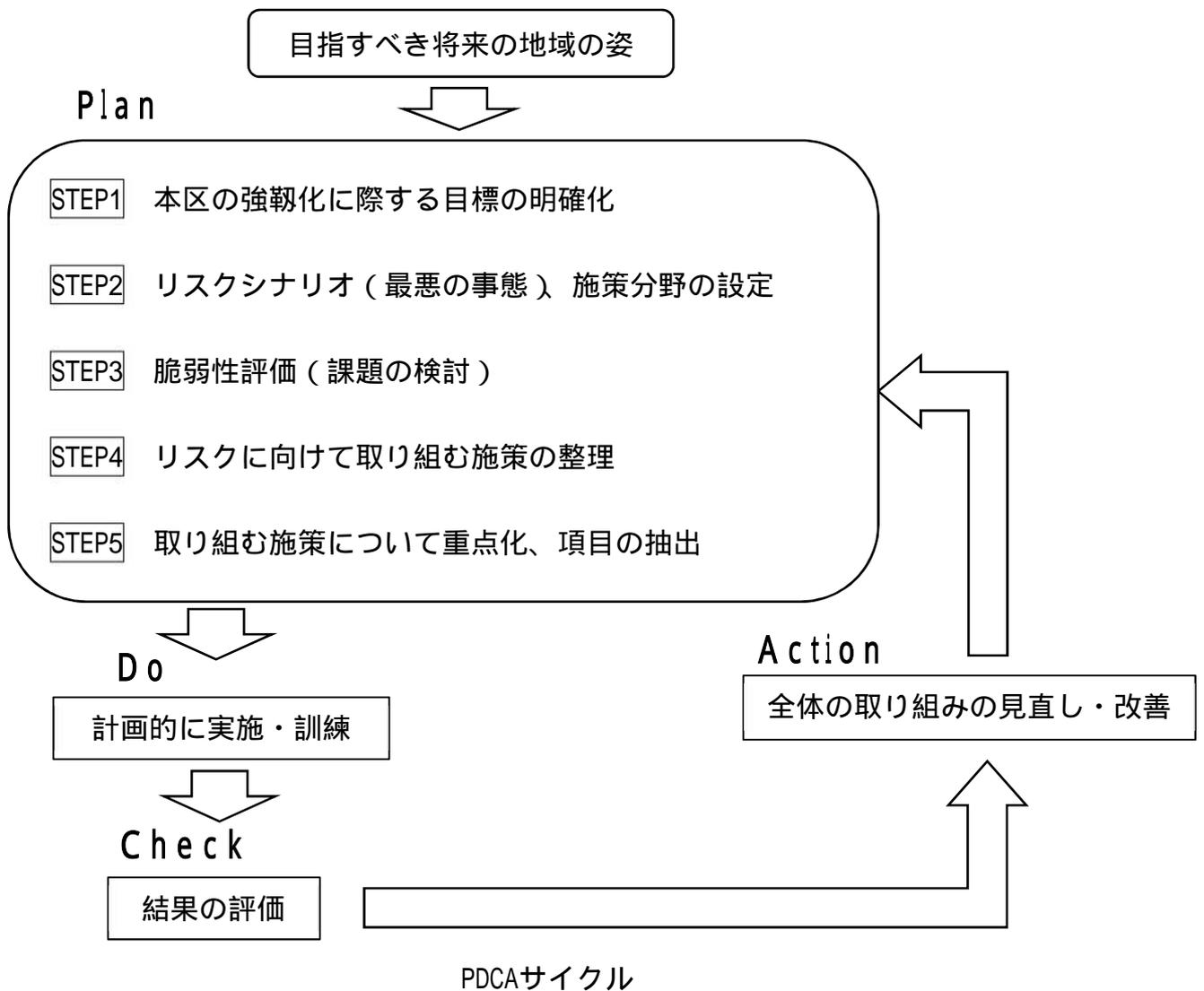
第4章 計画の見直し

1 計画の見直し

本計画の見直しについては、一定期間を設けず中長期的な視野のもとで、本区を取巻く社会情勢などの変化や、国や東京都の国土強靱化施策の推進状況などを考慮し、適宜、計画内容の見直しを行うこととする。

2 PDCA サイクルの徹底

本計画は、以下のPDCAサイクルにより推進する。また、このPDCAサイクルの実践により、本区の強靱化に向けた取り組み施策、その重点化及び優先順位付けについて随時見直していくものとする。



1 直接死を最小限に抑える

(1-1)大都市での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生

- ・大規模地震による倒壊等のおそれがある住宅・建物等について、所有者自らが耐震診断及び耐震改修工事を実施するよう、助成制度の普及啓発を図り、さらなる耐震化を促進していく必要がある。(建築物の耐震化・更新の推進/まちづくり)【都市開発部】
- ・老朽化した木造住宅が密集し、道路等の都市基盤やオープンスペースが不足する地域において、市街地再開発事業等を推進し道路の拡幅、公園や広場、耐火性・耐震性を有する建築物を一体的に整備することにより、防災性、安全性の高い市街地を形成する必要がある。(出火・延焼の抑制/まちづくり)【都市開発部】
- ・密集市街地における細街路の拡幅整備により、避難経路、緊急車両侵入路及び消火活動空間を確保する必要がある。(出火・延焼の抑制/まちづくり)【都市開発部】
- ・発災時に各種区施設に危険が発生しないよう、各種防災対策を進める必要がある。(防災上重要な区施設の防災対策の推進、出火・延焼の抑制/行政機能、健康・医療・福祉、教育・文化、経済・産業・地域コミュニティ)【新庁舎・大型施設建設推進室】【文化共育部】【生活振興部】【福祉部】【子ども家庭部】【教育委員会事務局】
- ・施設倒壊による直接死を防ぐため、老朽化した橋梁、地下駐輪場等の特定施設、公園遊具等について、更新や修繕を進める必要がある。(防災上重要な区施設の防災対策の推進、都市インフラの災害対応力強化/まちづくり)【土木部】
- ・火災や水害時の地域防災において大きな役割を担う消防団の活動を支援する必要がある。(地域防災力の向上/経済・産業・地域コミュニティ)【危機管理室】
- ・共助を担う地域の自主防災組織の充実強化を推進する必要がある。(地域防災力の向上/経済・産業・地域コミュニティ)【危機管理室】
- ・指定避難所における避難所運営協議会を全箇所を設置するとともに、既設協議会の実効性を高める必要がある。(地域防災力の向上/経済・産業・地域コミュニティ)【危機管理室】
- ・地域防災力の向上を図るため、地区防災計画の策定を推進する必要がある。(地域防災力の向上/経済・産業・地域コミュニティ)【危機管理室】
- ・地域防災力向上のため、地域防災の担い手となる小中学生が、災害への正しい知識と自助・共助の意識を身に付ける必要がある。(地域防災力の向上/教育・文化)【危機管理室】【教育委員会事務局】

- ・関係機関や区民が、より適時・的確な防災行動・対策をとれるよう、防災情報の精度向上や迅速な発表などの改善に取り組む必要があるとともに、伝達経路の不通時に備えて様々な媒体で情報伝達手段を確保する必要がある。(伝達手段の多重化、避難や感染拡大防止に役立つ情報提供の一層の充実 / 行政機能、情報通信)

【危機管理室】

(1-2)不特定多数が集まる施設の倒壊・火災

- ・火災や水害時の地域防災において大きな役割を担う消防団の活動を支援する必要がある。(地域防災力の向上 / 経済・産業・地域コミュニティ)【危機管理室】

- ・大規模火災にあたって、公共施設内での人的被害を防ぐため、安全な避難経路を確保する必要がある。耐火構造の壁等で建築物内部を区画するほか、外への階段・出口・通路の整備を行う。他の建築物への延焼を防ぐため、防災緑地やスプリンクラー等の整備を行う必要がある。(防災上重要な区施設の防災対策の推進、出火・延焼の抑制 / 行政機能、健康・医療・福祉、経済・産業・地域コミュニティ、教育・文化)【新庁舎・大型施設建設推進室】【文化共育部】【生活振興部】【福祉部】【子ども家庭部】【健康部】【教育委員会事務局】

- ・高齢者施設等の防災・減災対策を推進するため、スプリンクラー設備等の整備、耐震化改修・大規模修繕等のほか倒壊の危険性のあるブロック塀等の改修の対策を講じる必要がある。(防災上重要な区施設の防災対策の推進、出火・延焼の抑制 / 健康・医療・福祉)【福祉部】

(1-3)異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

- ・大規模水害時に全ての区民が生命の安全を確保できるよう、江東5区並びに関係機関と連携して広域避難の枠組みを整備及び実効性を高める必要がある。(広域避難の具現化と関係機関との連携強化 / 行政機能)【危機管理室】

- ・市街地浸水時の避難経路や待避施設を確保する必要がある。(都市インフラの災害対応力強化 / まちづくり)【都市開発部】

- ・ゼロメートル都市である江戸川区においては、近年の地球温暖化の影響による異常気象や海面水位の上昇により、これまでの予測をはるかに超える洪水や高潮に対する警戒の必要がある。(避難や感染拡大防止に役立つ情報提供の一層の充実、伝達手段の多重化 / 行政機能)【危機管理室】

- ・水害による被害の軽減を図るため、区民に対して広域避難の必要性の周知をはじめとした防災意識の向上を図り、自主的な避難行動へ繋げる必要がある。(避難

や感染拡大防止に役立つ情報提供の一層の充実、地域防災力の向上 / 行政機能)

【危機管理室】

- ・大規模水害時の広域避難場所への避難方法、公的避難場所について関係機関と検討するとともに、区内における垂直避難等による孤立被災者の救助方法も検討する必要がある。(広域避難の具現化と関係機関との連携強化 / 行政機能) **【危機管理室】**
- ・関係機関や区民が、より適時・的確な防災行動・対策をとれるよう、防災情報の精度向上や迅速な発表などの改善に取り組む必要がある。また、台風接近時に適切な情報発信や対応を行うため、行動計画を予め定める必要がある。(タイムラインの充実・改善、避難や感染拡大防止に役立つ情報提供の一層の充実、伝達手段の多重化 / 行政機能、情報通信) **【危機管理室】**
- ・公共施設建設の際は、災害を想定し、避難等の拠点となる施設の整備を検討する必要がある。(防災上重要な区施設の防災対策の推進 / 経済・産業・地域コミュニティ) **【生活振興部】**
- ・水門・樋門の損壊・機能不全による水害が発生しないよう機能保全に努めるとともに、有事に迅速な操作が行える体制を作る必要がある。(区管理河川施設の災害対応力強化 / 行政機能、まちづくり) **【土木部】**
- ・高潮による浸水防止策として、樋門等の河川施設の機能保全に努める必要がある。(区管理河川施設の災害対応力強化 / まちづくり) **【土木部】**
- ・緊急時の待避場所として機能する身近な高台の創出及び道路等の基盤整備を推進する必要がある。(都市インフラの災害対応力強化、スーパー堤防と一体的なまちづくりの推進 / まちづくり) **【土木部】**

(1-4)情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

- ・区民及び在住外国人、外国人旅行者が必要とする災害情報の充実に向け、情報伝達手段の多様化・多言語化を図る必要がある。(伝達手段の多重化 / 情報通信) **【危機管理室】**
- ・関係機関や区民が、より適時・的確な防災行動・対策をとれるよう、防災情報の精度向上や迅速な発表などの改善に取り組む必要がある。また、台風接近時に適切な情報発信や対応を行うため、行動計画を予め定める必要がある。(タイムラインの充実・改善、避難や感染拡大防止に役立つ情報提供の一層の充実、伝達手段の多重化 / 行政機能、情報通信) **【危機管理室】**

- ・大規模水害時に全ての区民が生命の安全を確保できるよう、江東5区並びに関係機関と連携して広域避難の枠組みを整備及び実効性を高める必要がある。(広域避難の具現化と関係機関との連携強化/行政機能)【危機管理室】
- ・電力供給の途絶に備えた、代替手段の確保について検討する必要がある。(伝達手段の多重化、非常用電源の確保・充実、自立分散型エネルギーの利用拡大/行政機能)【危機管理室】

2 救助・救急・医療活動が迅速に行われる(それがなされない場合の必要な対応を含む)

(2-1)被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

- ・災害対応拠点の電力供給が長期間停止した場合に備えた代替手段を整備する必要がある。(防災上重要な区施設の防災対策の推進、非常用電源の確保・充実、自立分散型エネルギーの利用拡大/行政機能)【新庁舎・大型施設建設推進室】
- ・避難所となる学校施設では、食料・飲料水・生活雑用水・電力・燃料等を確保する必要がある。(備蓄の確実な確保、区立小中学校の受水槽を断水時対応型への更新・改良、区立小中学校配備の防災井戸等による生活雑用水確保、非常用電源の確保・充実、自立分散型エネルギーの利用拡大/行政機能、教育・文化)【危機管理室】【教育委員会事務局】
- ・自助・共助による食料・水・燃料等の備蓄を推進する必要がある。(備蓄の確実な確保/経済・産業・地域コミュニティ)【危機管理室】
- ・物資食料の確保、調達及び輸配送について、各協定団体と締結している協力協定の実効性の向上を図る必要がある。(備蓄の確実な確保/行政機能)【危機管理室】
- ・避難所運営が円滑に行えるよう防災倉庫や避難所の備蓄品を充実させるとともに、流通備蓄量の確実性を高める必要がある。(備蓄の確実な確保/行政機能)【危機管理室】
- ・区立保育園等について、子どものための食料・水・おむつを備蓄していく必要がある。(備蓄の確実な確保/行政機能)【子ども家庭部】
- ・高齢者施設等のエネルギー供給及び飲料水等を確保する必要がある。(自立分散型エネルギーの利用拡大/行政機能)【福祉部】
- ・道路の災害対応力を強化するとともに、発災後の迅速な輸送経路啓開ができる体制を構築する必要がある。(都市インフラの災害対応力強化/行政機能)【土木部】

- ・災害発生時に突発業務対応及び事業継続を行うためには、各事業所が事業継続計画（BCP）の策定を行い、未然の対策を行う必要がある。（中小企業の事業継続計画（BCP）策定促進、/ 経済・産業・地域コミュニティ）【生活振興部】

(2-2) 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

- ・大規模水害時、想定浸水時間の長い地域において孤立する区民が発生しないよう早期の広域避難を促進する必要がある。（避難や感染拡大防止に役立つ情報提供の一層の充実 / 行政機能）【危機管理室】
- ・災害時には、様々な交通の混乱等の発生が予測される。このため、各道路管理者や交通管理者、各交通事業者等と連携・協力し、区民等の生命の安全確保、交通秩序の維持等について万全を期する必要がある。（都市インフラの災害対応力強化 / 行政機能）【都市開発部】【土木部】
- ・関係機関や区民が、より適時・的確な防災行動・対策をとれるよう、防災情報の精度向上や迅速な発表、伝達手段の拡充などの改善に取り組む必要がある。また、災害対策本部・各防災拠点・職員間の連絡の途絶や孤立が発生しないよう複数の伝達手段を整備する必要がある。（避難や感染拡大防止に役立つ情報提供の一層の充実、伝達手段の多重化 / 情報通信）【危機管理室】
- ・地域防災力の向上を図るため、地区防災計画の策定を推進する必要がある。（地域防災力の向上 / 経済・産業・地域コミュニティ）【危機管理室】
- ・大規模水害時に全ての区民が生命の安全を確保できるよう、江東5区並びに関係機関と連携して広域避難の枠組みを整備及び実効性を高める必要がある。（広域避難の具現化と関係機関との連携強化 / 行政機能）【危機管理室】
- ・避難所となる学校施設では、食料・飲料水・生活雑用水・電力・燃料等を確保する必要がある。（備蓄の確実な確保、区立小中学校の受水槽を断水時対応型への更新・改良、区立小中学校配備の防災井戸等による生活雑用水確保、非常用電源の確保・充実、自立分散型エネルギーの利用拡大 / 行政機能、教育・文化）【危機管理室】【教育委員会事務局】
- ・高潮による浸水防止策として、スーパー堤防の整備を推進するとともに樋門等の河川施設の機能保全に努める必要がある。（区管理河川施設の災害対応力強化、スーパー堤防と一体的なまちづくりの推進 / まちづくり）【土木部】
- ・台風接近時に適切な対応を行うため、事前の防災行動を時系列に沿って整理した防災行動計画（タイムライン）の充実・改善を進める必要がある。（タイムラインの充実・改善、避難や感染拡大防止に役立つ情報提供の一層の充実 / 行政機能）【危機管理室】

(2-3)自衛隊、警察、消防、海上保安庁等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

- ・ 公的機関による救助活動等が受けられない場合に備え、自助・共助を推進し、公助の負荷を軽減する必要がある。(地域防災力の向上 / 経済・産業・地域コミュニティ)【危機管理室】
- ・ 救助・救急活動等を行うための経路が被災し、活動が阻害されないよう対策を講じる必要がある。(建築物の耐震化・更新の推進、出火・延焼の抑制、防災上重要な区施設の防災対策の推進、都市インフラの災害対応力強化 / まちづくり)【危機管理室】【都市開発部】【土木部】

(2-4)救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

- ・ 電力供給の途絶に備えた、代替手段を確保する必要がある。(自立分散型エネルギーの利用拡大 / 健康・医療・福祉、環境)【環境部】
- ・ 保健所及び各健康サポートセンター、各緊急医療救護所で適切な災害医療活動が実施できるよう、エネルギーを確保する必要がある。(非常用電源の確保・充実、自立分散型エネルギーの利用拡大 / 健康・医療・福祉)【健康部】

(2-5)想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者の発生・混乱

- ・ 集客施設や駅等に帰宅困難者が発生した場合は、原則3日間の移動を抑えるための一時滞在施設、徒歩帰宅者支援ステーションの確保及び情報提供等、支援環境整備の必要がある。(帰宅困難者対策、避難や感染拡大防止に役立つ情報提供の一層の充実、伝達手段の多重化 / 行政機能)【危機管理室】

(2-6)医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

- ・ 情報・通信サービスの機能停止によって必要な情報が伝達されない事態が起きないように、情報伝達手段の多重化を進める必要がある。(伝達手段の多重化 / 情報通信)【危機管理室】
- ・ 医療施設の破損や医療関係者の負傷・従事困難、インフラが機能しなくなることにより、医療機能が麻痺する恐れがあることから、医療機能を確保できる対策を講じる必要がある。(医療機関の強靱化 / 健康・医療・福祉)【健康部】
- ・ 緊急医療救護所や避難所などで適切な治療が行えるよう、必要な医薬品を確実に確保する必要がある。(備蓄の確実な確保 / 健康・医療・福祉)【健康部】

- ・救助・救急活動等を行うための経路が被災し、活動が阻害されることがないように対策を講じる必要がある。(建築物の耐震化・更新の推進、出火・延焼の抑制、防災上重要な区施設の防災対策の推進、都市インフラの災害対応力強化/まちづくり)【危機管理室】【都市開発部】【土木部】

(2-7)被災地における疫病・感染症等の大規模発生や劣悪な避難生活環境による健康状態の悪化・死者の発生

- ・感染拡大防止のための隔離措置を迅速に行えるよう災害時協力協定や区内施設の適切な活用について検討しておく必要がある。(感染症のまん延対策/行政機能、健康・医療・福祉)【危機管理室】
- ・避難所となる文化・図書館・青少年健全育成において、疫病・感染症等の発生を防ぐ必要がある。(感染症のまん延対策、避難所における衛生管理/健康・医療・福祉、教育・文化)【文化共育部】
- ・避難所におけるトイレ機能の確保により、衛生環境を保全する必要がある。(避難所における衛生管理/行政機能)【危機管理室】
- ・災害時避難行動要支援者及びその家族が安心・安全な避難所生活を送れるように福祉避難所の確保及び個別に避難支援を行う必要がある。(要配慮者の支援体制整備/行政機能、健康・医療・福祉)【福祉部】
- ・避難所生活において、見た目にもわかりにくい発達障害者(児)はその特性により集団生活になじめないため、適切な配慮の必要がある。(要配慮者の支援体制整備/行政機能、健康・医療・福祉)【福祉部】
- ・避難所や各家庭において、手洗いの徹底や生活用品・調理器具を衛生的に取り扱う等健康管理を行い、健康状態の悪化・死者の発生を防ぐ必要がある。(感染症のまん延対策、避難所や家庭における保健衛生活動の準備、避難所における衛生管理/健康・医療・福祉)【健康部】
- ・避難所となる小中学校において、体育館等の室内環境(温湿度等)を適正に保ち、劣悪な環境下で健康を害することがないようにする必要がある。(避難所における衛生管理/健康・医療・福祉)【危機管理室】【健康部】
- ・高齢者施設等の感染症拡大防止対策を講じる必要がある。(感染症のまん延対策、要配慮者の支援体制整備/行政機能、健康・医療・福祉)【福祉部】

- ・同行避難したペットから他の避難者へ感染症がまん延することを防ぐため、対策を講じる必要がある。(感染症のまん延対策 / 健康・医療・福祉)【危機管理室】
【健康部】
- ・人工呼吸器使用者が災害により生命の危険にさらされることのないよう支援する必要がある。(非常用電源の確保・充実 / 健康・医療・福祉)【健康部】
- ・精神障害者が避難所で安定した生活を送れるよう支援するとともに、体調を崩した場合に備えて環境を整備する必要がある。(要配慮者の支援体制整備 / 健康・医療・福祉)【危機管理室】【健康部】
- ・避難所や各家庭において適切に健康管理を行い、健康状態の悪化・死者の発生を防ぐ必要がある。(感染症のまん延対策、避難所や家庭における保健衛生活動の準備 / 健康・医療・福祉)【健康部】
- ・避難行動要支援者の中でも特に避難が困難な区民に対して個別の支援を行う必要がある。(要配慮者の支援体制整備 / 健康・医療・福祉)【危機管理室】【健康部】
- ・避難所の過密化によって収容できない人の発生や物資の不足等が起きないように、避難所以外への避難も推進する必要がある。(在宅・縁故避難の誘導強化 / 行政機能)【危機管理室】
- ・情報・通信サービスの機能停止によって必要な情報が伝達されない事態が起きないように、情報伝達手段の多重化を進める必要がある。(伝達手段の多重化 / 情報通信)【危機管理室】
- ・避難所となる施設の被災によって避難者の受け入れに支障が出ないように、防災対策を推進する必要がある。(防災上重要な区施設の防災対策の推進 / 教育・文化、経済・産業・地域コミュニティ)【文化共育部】【生活振興部】【教育委員会事務局】

3 必要不可欠な行政機能を確保する

(3-1)被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化

- ・地域や警察との連携・協力、防犯カメラの効果的な設置により、ハードとソフトの両面から防犯体制の確立を行う必要がある。(日常から地域と警察との連携による防犯活動 / 経済・産業・地域コミュニティ)【環境部】
- ・警察機能の低下時にも地域が自主的に治安を維持できるよう、区民の防犯意識を高める必要がある。(日常から地域と警察との連携による防犯活動 / 経済・産業・地域コミュニティ)【環境部】

(3-2)本区の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

- ・本庁舎の移転を通して、災害対応の拠点としての機能向上を図る必要がある。(防災上重要な区施設の防災対策の推進、非常用電源の確保・充実、自立分散型エネルギーの利用拡大 / 行政機能)【新庁舎・大型施設建設推進室】
- ・施設点検を迅速に進めるため、参集できない職員を早期に把握し、避難所の点検を行う必要がある。(危機事象毎の業務継続計画 (BCP) 策定と運用 (BCM) / 行政機能)【都市開発部】
- ・業務継続計画 (BCP) 及び運用 (BCM) により、人材、資源等業務継続に必要な体制を確保する必要がある。(危機事象毎の業務継続計画 (BCP) 策定と運用 (BCM) / 行政機能)【危機管理室】
- ・防災拠点施設の災害時における電源確保を計画的に行う必要がある。(非常用電源の確保・充実、自立分散型エネルギーの利用拡大 / 行政機能)【危機管理室】
- ・災害時の膨大な応急復旧業務を処理するために受援態勢を構築し、その実効性を確保する必要がある。(受援態勢の構築・強化 / 行政機能)【総務部】
- ・災害時に保健所及び各健康サポートセンターの倒壊や火災により、職員や避難者が死傷したり停電等で機能が大幅に低下しないよう非常用電源や自立分散型エネルギー等の適切な整備を行う必要がある。(防災上重要な区施設の防災対策の推進、非常用電源の確保・充実、自立分散型エネルギーの利用拡大 / 行政機能、健康・医療・福祉)【健康部】
- ・行政システムを持続するために、データの安全を確保する必要がある。(行政システムデータの安全確保、危機事象毎の業務継続計画 (BCP) 策定と運用 (BCM) / 情報通信)【経営企画部】

4 必要不可欠な情報通信機能を確保する

(4-1)電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

- ・行政システムを持続するために、データの安全を確保する必要がある。(行政システムデータの安全確保、危機事象毎の業務継続計画 (BCP) 策定と運用 (BCM) / 情報通信)【経営企画部】
- ・災害時に保健所及び各健康サポートセンターで必要な電力を確保することで、災害対策本部や東京都等との情報通信を可能にし、健康部本部等の適切な運営を図る必要がある。(非常用電源の確保・充実、自立分散型エネルギーの利用拡大 / 行政機能)【健康部】

- ・電力供給の途絶に備えた、代替手段の確保について検討する必要がある。(伝達手段の多重化、非常用電源の確保・充実、自立分散型エネルギーの利用拡大 / 行政機能)【危機管理室】
- ・本庁舎の移転を通して、災害対応の拠点としての機能向上を図る必要がある。(防災上重要な区施設の防災対策の推進、非常用電源の確保・充実、自立分散型エネルギーの利用拡大 / 行政機能)【新庁舎・大型施設建設推進室】
- ・災害発生時の迅速な初動体制を確立するため、職員の特別非常配備態勢の整備・強化を図り、各職員が自分の役割について正しく理解するよう努める必要がある。(危機事象毎の業務継続計画 (BCP) 策定と運用 (BCM) / 行政機能)【危機管理室】

(4-2)郵便事業の長期停止による種々の重要な郵便物が送達できない事態

- ・災害発生時に業務が継続できるよう、連携を強化する必要がある。(危機事象毎の業務継続計画 (BCP) 策定と運用 (BCM) / 行政機能)【危機管理室】

(4-3)テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

- ・情報・通信サービスの機能停止によって必要な情報が伝達されない事態が起きないように、情報伝達手段の多重化を進める必要がある。(伝達手段の多重化 / 情報通信)【危機管理室】
- ・テレビ、ラジオなどの不通時に備え、様々な媒体での情報伝達手段を確保する必要がある。(伝達手段の多重化 / 情報通信)【危機管理室】
- ・災害対応拠点の電力供給が長期間停止した場合に備えた代替手段を整備する必要がある。(防災上重要な区施設の防災対策の推進、非常用電源の確保・充実、自立分散型エネルギーの利用拡大 / 行政機能)【新庁舎・大型施設建設推進室】【危機管理室】
- ・災害発生時の迅速な初動体制を確立するため、職員の特別非常配備態勢の整備・強化を図り、各職員が自分の役割について正しく理解するよう努める必要がある。(危機事象毎の業務継続計画 (BCP) 策定と運用 (BCM) / 行政機能)【危機管理室】

5 経済活動を機能不全に陥らせない

(5-1) サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下

- ・災害発生時に突発業務対応及び事業継続を行うためには、各事業所が事業継続計画（BCP）の策定を行い、未然の対策を行う必要がある。（中小企業の事業継続計画（BCP）策定促進、備蓄の確実な確保 / 経済・産業・地域コミュニティ）【生活振興部】
- ・日ごろから経営基盤の強化を図り、生産性向上に取り組むことで災害時にも対応できる企業づくりへの支援を行う必要がある。（中小企業の経営基盤の向上及び生産性の向上に資する支援、適切な金融支援策の実施 / 経済・産業・地域コミュニティ）【生活振興部】
- ・道路の災害対応力を強化するとともに、発災後の迅速な輸送経路啓開ができる体制を構築する必要がある。（都市インフラの災害対応力強化 / 行政機能）【土木部】

(5-2) 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止

- ・道路の災害対応力を強化するとともに、発災後の迅速な輸送経路啓開ができる体制を構築する必要がある。（都市インフラの災害対応力強化 / 行政機能）【土木部】

(5-3) 陸上水上交通ネットワークの機能停止

- ・災害時に避難道路や緊急輸送路となるなど、都市基盤施設として重要な役割を果たす都市計画道路等の整備を進めていく必要がある。（都市インフラの災害対応力強化 / まちづくり）【都市開発部】【土木部】
- ・災害時に機動的な活動の可能な自転車によって迅速に情報収集活動を実施するため、自転車通行帯を整備する必要がある。（都市インフラの災害対応力強化 / まちづくり）【土木部】
- ・電柱倒壊による道路閉塞等を防ぐため、電線類地中化を推進する必要がある。（都市インフラの災害対応力強化 / まちづくり）【都市開発部】【土木部】
- ・落橋による緊急避難路及び輸送路の寸断を防ぐため、老朽化した橋梁の架け替え及び修繕を行う必要がある。（都市インフラの災害対応力強化 / まちづくり）【土木部】

(5-4) 食料等の安定供給の停滞

- ・道路の災害対応力を強化するとともに、発災後の迅速な輸送経路啓開ができる体制を構築する必要がある。（都市インフラの災害対応力強化 / 行政機能）【土木部】

- ・災害時における食料・物資等を確実に確保するため、災害協力協定団体との連携体制を構築する必要がある。(備蓄の確実な確保 / 行政機能)【危機管理室】
- ・災害発生時に突発業務対応及び事業継続を行うためには、各事業所が事業継続計画の策定を行い、未然の対策を行う必要がある。(中小企業の事業継続計画 (BCP) 策定促進、備蓄の確実な確保 / 経済・産業・地域コミュニティ)【生活振興部】
- ・被災によって区内の農業が継続できなくなる事態が起きないように、平常時より適切な啓発や支援を行う必要がある。(中小企業の経営基盤の向上及び生産性の向上に資する支援、適切な金融支援策の実施 / 経済・産業・地域コミュニティ)【生活振興部】

6 生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワークなどを確保するとともに、これらの早期復旧を図る

(6-1) 電力供給ネットワーク (発電所、送配電設備) や石油・LP ガスのサプライチェーン機能の停止

- ・都市生活の基幹をなす電気、ガス等のライフラインの被災による都市機能混乱を最小限に抑えるために、区及び関係機関が相互に連携・協力し、病院、主要公共施設等の応急対応を迅速に実施する必要がある。(危機事象毎の業務継続計画 (BCP) 策定と運用 (BCM) / 行政機能、経済・産業・地域コミュニティ)【危機管理室】

(6-2) 上水道等の長期間にわたる供給停止

- ・異常渇水時や上水道等の異常時に備え、給水体制の確保に努める必要がある。(備蓄の確実な確保 / 行政機能、教育・文化)【危機管理室】
- ・避難生活が長期にわたった場合でも飲料水を確保する必要がある。(備蓄の確実な確保、区立小中学校の受水槽を断水時対応型への更新・改良 / 行政機能、教育・文化)【危機管理室】
- ・適切な応急救護活動を図るため、保健所及び各健康サポートセンターで長期間利用可能な水を確保する必要がある。(備蓄の確実な確保 / 健康・医療・福祉)【健康部】
- ・道路の災害対応力を強化するとともに、発災後の迅速な輸送経路啓開ができる体制を構築する必要がある。(都市インフラの災害対応力強化 / 行政機能)【土木部】

- ・業務継続計画（BCP）及び運用（BCM）により、人材、資源等業務継続に必要な体制を確保する必要がある。（危機事象毎の業務継続計画（BCP）策定と運用（BCM）／行政機能）【危機管理室】

(6-3) 下水道施設の長期間にわたる機能停止

- ・汚水処理施設が使用できない場合においても、し尿の処理が迅速に行えるよう関係機関との連携を強化する必要がある。（応急し尿処理対応について東京都下水道局ほか関係機関との連携強化／環境）【環境部】
- ・道路の災害対応力を強化するとともに、発災後の迅速な輸送経路啓開ができる体制を構築する必要がある。（都市インフラの災害対応力強化／行政機能）【土木部】

(6-4) 地域交通ネットワークが分断する事態

- ・災害時には、様々な交通の混乱等の発生が予測されるため、平常時より各道路管理者や交通管理者、各交通事業者等と連携し、交通の機能、秩序の維持等について万全を期する必要がある。（都市インフラの災害対応力強化／行政機能）【都市開発部】【土木部】
- ・災害時に避難道路や緊急輸送路となるなど、都市基盤施設として重要な役割を果たす都市計画道路等の整備を進めていく必要がある。（都市インフラの災害対応力強化／まちづくり）【都市開発部】【土木部】
- ・災害時に機動的な活動の可能な自転車によって、迅速に情報収集活動を実施するため、自転車通行帯を整備する必要がある。（都市インフラの災害対応力強化／まちづくり）【土木部】
- ・電柱倒壊による道路閉塞等を防ぐため、電線類地中化を推進する必要がある。（都市インフラの災害対応力強化／まちづくり）【土木部】
- ・落橋による緊急避難路及び輸送路の寸断を防ぐため、老朽化した橋梁の架け替え及び修繕を行う必要がある。（都市インフラの災害対応力強化／まちづくり）【土木部】
- ・大規模地震による倒壊等のおそれがある住宅・建物等について、所有者自らが耐震診断及び耐震改修工事を実施するよう、助成制度の普及啓発を図り、さらなる耐震化を促進していく必要がある。（建築物の耐震化・更新の推進／まちづくり）【都市開発部】
- ・家屋倒壊等による道路閉塞等を防ぎ、大規模火災時の延焼遮断帯ともなる都市計画道路整備を推進する必要がある。（出火・延焼の抑制、都市インフラの災害対応力強化／まちづくり）【都市開発部】【土木部】

(6-5)火山噴火により脆弱性が高まる事態

- ・富士山噴火に伴う降灰による社会的影響を軽減するため、国や都の検討状況を踏まえ、対策を検討する必要がある。(降灰対策の検討 / 行政機能)【危機管理室】

7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

(7-1)市街地での大規模火災の発生

- ・市街地の不燃化を促進し、燃えないまちを実現する必要がある。(出火・延焼の抑制 / まちづくり)【都市開発部】
- ・延焼遮断帯の形成を促進し、燃え広がらないまちを実現する必要がある。(都市インフラの災害対応力強化 / まちづくり)【都市開発部】
- ・大規模火災にあたって、学校施設内での人的被害を防ぐため、安全な避難経路を確保する必要がある。耐火構造の壁等で建築物内部を区画するほか、外への階段・出口・通路の整備を行う。他の建築物への延焼を防ぐため、防災緑地やスプリンクラー等の整備を行う必要がある。(防災上重要な区施設の防災対策の推進 / 教育・文化)【教育委員会事務局】
- ・重要な産業となるだけでなく、防災上も重要な役割を果たす農地を保全するための支援を行う必要がある。(農地・緑地の保全 / 経済・産業・地域コミュニティ)【生活振興部】
- ・共助を担う地域の自主防災組織の充実強化を推進する必要がある。(地域防災力の向上 / 経済・産業・地域コミュニティ)【危機管理室】
- ・倒壊した建物による消火活動の阻害が起きないように、大規模地震による倒壊等のおそれがある住宅・建物等について、所有者自らが耐震診断及び耐震改修工事を実施するよう、助成制度の普及啓発を図り、さらなる耐震化を促進していく必要がある。(建築物の耐震化・更新の推進 / まちづくり)【都市開発部】
- ・木造住宅密集地域では、避難経路や円滑な消防活動に資する都市基盤の整備や災害時の活動拠点となるオープンスペースの確保により、災害に強い安全な市街地を形成する必要がある。(出火・延焼の抑制 / まちづくり)【都市開発部】
- ・老朽化した木造住宅が密集し道幅の狭い道路が多い状態を解消し、地区の防災性の向上を図る必要がある。(出火・延焼の抑制、都市インフラの災害対応力強化 / まちづくり)【都市開発部】
- ・大規模火災時の延焼遮断帯を構築するため、都市計画道路整備を推進する必要がある。また、避難者の生命を守る避難場所、地域住民の一時集合場所となる都市公園の整備を推進する必要がある。(出火・延焼の抑制、都市インフラの災害対応

力強化 / まちづくり)【土木部】

- ・緊急時の避難場所として機能する身近な高台の創出及び道路等の基盤整備を推進する必要がある。(出火・延焼の抑制、都市インフラの災害対応力強化 / まちづくり)【土木部】

(7-2)沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺

- ・広域的な避難路及び輸送路を確保するため、緊急輸送道路沿道建築物の倒壊による道路の閉塞を防ぐ必要がある。(建築物の耐震化・更新の推進 / まちづくり)【都市開発部】
- ・道路の災害対応力を強化するとともに、発災後の迅速な輸送経路啓開ができる体制を構築する必要がある。(都市インフラの災害対応力強化 / 行政機能)【土木部】

(7-3)河川防災施設の損壊・機能不全による二次災害の発生

- ・水門・樋門の損壊・機能不全による水害が発生しないよう機能保全に努めるとともに、有事に迅速な操作が行える体制を作る必要がある。(区管理河川施設の災害対応力強化 / まちづくり)【土木部】
- ・地震と水害との複合災害による甚大な被害を抑止する必要がある。(スーパー堤防と一体的なまちづくりの推進 / まちづくり)【土木部】

(7-4)有害物質の大規模拡散・流出

- ・毒物劇物販売業者・毒物劇物取扱い事業者・化学物質を多量に保管している事業所の保管庫等設備の破損、水没等により毒物劇物が流出しないよう速やかに対応を行う必要がある。(毒物・劇物保管管理施設の適正管理及び対応措置・防災訓練等の指導 / 健康・医療・福祉、環境)【環境部】【健康部】

(7-5)風評被害等による経済等への甚大な影響

- ・災害発生後の風評被害による社会秩序の混乱、崩壊を防ぐ必要がある。(伝達手段の多重化 / 行政機能)【危機管理室】
- ・在住外国人、外国人旅行者にも必要な情報を正しく伝達するため、複数言語で災害情報を提供する必要がある。(伝達手段の多重化 / 行政機能、情報通信)【危機管理室】
- ・誤った知識を原因とした風評被害が発生しないよう、正しい知識の啓発に努める必要がある。(地域防災力の向上 / 経済・産業・地域コミュニティ)【危機管理室】

8 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

(8-1)大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- ・速やかな復旧・復興のために災害廃棄物を迅速かつ適正に処理する必要がある。(がれき処理マニュアルの整備 / 環境)【環境部】
- ・迅速な災害廃棄物処理に際し、関係する業者・団体と連携を図る必要がある。(がれき処理体制の構築・強化 / 環境)【環境部】

(8-2)道路啓開等の復旧・復興を担う人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- ・速やかな復旧・復興を実現するため、行政や地域住民が復旧・復興の手順や方法等を、事前に検討・共有しておく必要がある。(地域防災力の向上 / 経済・産業・地域コミュニティ)【都市開発部】
- ・災害ボランティアが円滑に活動できる体制を構築する必要がある。(地域防災力の向上 / 経済・産業・地域コミュニティ)【文化共育部】
- ・被災した区民の生活を速やかに支援するため、り災証明書を迅速に発行する必要がある。(り災証明書発行システムの活用 / 行政機能)【生活振興部】

(8-3)地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- ・発災により地域コミュニティの分断及び地域活動の停滞が想定されるので、できるだけ速やかに活動が再開できるように備える必要がある。(地域防災力の向上 / 経済・産業・地域コミュニティ)【生活振興部】
- ・発災時に、より強力に地域力を発揮できるよう多世代交流の機会やコミュニティの充実を図る必要がある。(地域防災力の向上 / 経済・産業・地域コミュニティ)【生活振興部】
- ・被災後に迅速に復興体制を構築できるよう平常時から備えておく必要がある。(復興計画策定準備 / 行政機能)【都市開発部】

(8-4)基幹インフラの損傷により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- ・災害対応拠点の電力供給が長期間停止した場合に備えた代替手段を整備する必要がある。(防災上重要な区施設の防災対策の推進、非常用電源の確保・充実、自立分散型エネルギーの利用拡大 / 行政機能)【新庁舎・大型施設建設推進室】

- ・道路の災害対応力を強化するとともに、発災後の迅速な輸送経路啓開ができる体制を構築する必要がある。(都市インフラの災害対応力強化 / 行政機能)【土木部】

(8-5) 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- ・複合災害時の浸水防止策として、スーパー堤防の整備を推進するとともに樋門等の河川施設の機能保全に努める必要がある。(区管理河川施設の災害対応力強化、スーパー堤防と一体的なまちづくりの推進 / まちづくり)【土木部】
- ・被災後に迅速に復興体制を構築できるよう平常時から備えておく必要がある。(復興計画策定準備 / 行政機能)【都市開発部】

別紙2 施策分野ごとの脆弱性評価結果

1. 行政機能

- 災害発生時の迅速な初動体制を確立するため、職員の特別非常配備態勢の整備・強化を図り、各職員が自分の役割について正しく理解するよう努める必要がある。また、膨大な応急復旧業務を処理するために受援態勢を構築し、その実効性を確保する必要がある。
- 防災拠点施設の耐震化などの防災対策を進めるとともに、災害時における電源確保や避難所における給水体制、トイレ機能等の確保など、ライフラインの確保にも努める必要がある。特に本庁舎については、移転を通して災害対応の拠点としての機能向上を図る必要がある。
- 避難所の過密化を軽減するため、在宅・縁故避難についても推進する必要がある。
- 帰宅困難者のむやみな移動を抑え、安全に滞在ができるよう環境を整備する必要がある。
- 防災講演や水害ハザードマップ、地区防災計画の策定支援等を通じた、防災意識向上の啓発や、消防団の支援等を通して、地域防災力の向上に努める必要がある。
- 大規模水害時の広域避難場所への避難方法、公的避難場所について関係機関と検討し、区民に対しても必要性の啓発を図る必要がある。
- 物資食糧の確保や緊急道路障害物除去路線の啓開を円滑に行うため、各協定団体と締結している協力協定の実効性の向上を図る必要がある。
- 火山噴火に伴う降灰による社会的影響を軽減するため、国や都の検討状況を踏まえ、対策を検討する必要がある。
- 災害時には、様々な交通の混乱等の発生が予測される。このため、各道路管理者や交通管理者、各交通事業者等と連携・協力し、区民等の生命の安全確保、交通秩序の維持等について万全を期する必要がある。
- 発災により、都市生活の基幹をなす電気、ガス等のライフラインが被災した場合は、都市機能が混乱し、区民等に与える影響が大きいため、区及び関係機関においてそれぞれの活動態勢を確立し相互に連携・協力し各施設の応急対策や区民への対応を迅速に実施する必要がある。
- 必要な情報を確実に区内全ての人に伝えるため、情報収集の精度を上げるとともに、情報伝達手段の多重化、多言語化を図る必要がある。

○被災後に迅速に復興体制を構築や被災住民の支援ができるよう平常時から備えておく必要がある。

2 . 健康・医療・福祉

○高齢者施設や保健所、医療施設等の施設が被災することで死傷者や機能を果たせなくなる事態が発生しないよう、耐震化や修繕、非常用電源の整備等の防災対策を講じる必要がある。

○緊急医療救護所や避難所などで適切な治療が行えるよう、必要な医薬品や水等を確実に確保する必要がある。

○避難所生活が良好な環境で行えるよう、衛生面や室内環境を良好に保つとともに、要配慮者が適切な配慮を受けられるよう努める必要がある。

○避難行動要支援者の中でも特に避難が困難な区民に対して個別の支援を行う必要がある。

○感染拡大防止のための隔離措置を迅速に行えるよう災害時協力協定や区内施設の適切な活用について検討しておく必要がある。

○避難生活の長期化や衛生状態の悪化により、感染症の発生、避難者の健康悪化の恐れがあることから、健康被害防止を講じる必要がある。

○ペットを介した感染症のまん延を防ぐため、対策を講じる必要がある。

○毒物劇物販売業者・毒物劇物取扱い事業者・化学物質を多量に保管している事業所が区内に点在しており、災害時に事業所の保管庫等設備の破損、水没等により毒物劇物が流出することへの対応を速やかに行う必要がある。

3 . 情報通信

○区民が必要とする災害情報を迅速かつ的確に提供できるよう体制づくりを進めるとともに、情報・通信サービスの機能停止によって情報が伝達されない事態が起きないように、情報伝達手段の多重化や非常用電源確保を進める必要がある。

○行政システムを持続するために、データの安全を確保する必要がある。

○災害発生後の風評被害を防ぐため、正しい情報を迅速かつ的確に提供できる体制づくりを進める必要がある。

4 . 経済・産業・地域コミュニティ

- 災害発生時に突発業務対応および事業継続を行うためには、各事業所が事業継続計画（BCP）の策定を行い、未然の対策の必要がある。
- 指定避難所における避難所運営協議会を全箇所に設置するとともに、既設協議会の実効性を高める必要がある。
- 防災講演や水害ハザードマップ、地区防災計画の策定支援等を通じた、防災意識向上の啓発や、消防団の支援等を通して、地域防災力の向上に努める必要がある。
- 地域や警察との連携・協力、防犯カメラの効果的な設置により、ハードとソフトの両面から防犯体制の確立を行う必要がある。
- 日ごろから各種産業の経営基盤の強化を図り、生産性向上に取り組むことで災害時にも対応できる企業づくりへの支援を行う必要がある。
- 重要な産業となるだけでなく、防災上も重要な役割を果たす農地を保全するための支援を行う必要がある。
- 燃料供給ルートを確実に確保するため、道路の災害対応力を強化するとともに、発災後の迅速な輸送経路啓開ができる体制を構築する必要がある。
- 速やかな復旧・復興を実現するため、行政や地域住民が復旧・復興の手順や進め方等を、事前に検討・共有しておく必要がある。
- 発災時に、より強力に地域力を発揮できるよう多世代交流の機会やコミュニティの充実を図る必要がある。

5 . 教育・文化

- 避難所となる文化施設や学校施設において、改築や非構造部材の落下防止など、必要な防災対策を行う必要がある。
- 避難所となる学校施設では、食料・飲料水・生活雑用水・電力・燃料等を確保する必要がある。
- 大規模火災にあたって、学校施設内での人的被害を防ぐため、安全な避難経路を確保する必要がある。耐火構造の壁等で建築物内部を区画するほか、外への階段・出口・通路の整備を行う。他の建築物への延焼を防ぐため、防災緑地やスプリンクラー等の整備をする必要がある。

- 発災により地域コミュニティの分断及び地域活動の停滞が想定されるため、できるだけ速やかに活動が再開できるように備える必要がある。
- 地域防災力向上のため、地域防災の担い手となる小中学生が、災害への正しい知識と自助・共助の意識を身に付ける必要がある。
- 発災時に、より強い地域力を発揮できるよう多世代交流の機会やコミュニティの充実を図る必要がある。

6 . 環境

- 毒物劇物販売業者・毒物劇物取扱い事業者・化学物質を多量に保管している事業所が区内に点在しており、災害時に事業所の保管庫等設備の破損、水没等により毒物劇物が流出することへの対応を速やかに行う必要がある。
- 地域や警察との連携・協力、防犯カメラの効果的な設置により、ハードとソフトの両面から防犯体制の確立を行う必要がある。
- 災害廃棄物やし尿を迅速かつ適正に処理するため、江戸川区災害廃棄物処理計画の実行性を高めるとともに、これに関係する業者・団体と協定を締結する必要がある。
- 電力供給途絶に備えた、代替手段の確保について検討する必要がある。

7. まちづくり

- 施設の倒壊等による直接死を防ぐため、老朽化した橋梁や地下駐輪場等の特定施設、公園遊具の修繕や更新を行う必要がある。
- 不特定多数が利用する一定規模以上の建築物や大規模地震による倒壊等のおそれがある住宅・建物等について、耐震化の促進を図る必要がある。また、大規模災害時の救助活動の生命線となる緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化について、迅速な取り組みを推進する必要がある。
- 木造住宅密集地域における市街地再開発事業等を推進し、道路の拡幅、公園や広場などのオープンスペース、耐火性・耐震性を有する建築物を一体的に整備することにより、防災性・安全性の高い市街地を形成する必要がある。
- 大規模火災から避難者の生命を守る避難場所、地域住民の一時集合場所となる都市公園の整備を推進する必要がある。
- 複合災害時の浸水防止策として、スーパー堤防の整備を推進するとともに樋門等の河川施設の機能保全に努める必要がある。
- 家屋倒壊等による道路閉塞等を防ぎ、大規模火災時の延焼遮断帯や避難道路、緊急輸送道路となることで都市基盤施設として重要な役割を果たす都市計画道路の整備を推進する必要がある。
- 災害時に機動的な活動の可能な自転車によって迅速に情報収集活動を実施するため、自転車通行帯を整備する必要がある。
- 災害時におけるライフラインの確保や道路閉塞の防止など防災性の向上に加えて、安全で快適な通行空間を確保するため、無電柱化を推進する必要がある。
- 物資の輸送や救助・救急活動が円滑に行えるよう、道路の災害対応力を強化するとともに、発災後の迅速な輸送経路啓開ができる体制を構築する必要がある。

別紙3 起きてはならない最悪の事態別の強靱化施策

本区において起きてはならない最悪の事態	強靱化施策
<p>1-1) 大都市での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 建築物の耐震化・更新の推進 <ol style="list-style-type: none"> (1)旧耐震基準で建てられた住宅、マンション、緊急輸送道路沿道の建築物等の耐震化・除却・建替え促進支援 2 出火・延焼の抑制 <ol style="list-style-type: none"> (1)木造密集市街地の改善 (2)不燃化促進 (3)空き家対策 3 防災上重要な区施設の防災対策の推進 <ol style="list-style-type: none"> (1)区立小中学校改築 (2)本庁舎移転 (3)施設の耐震化改修・防火設備整備 (4)施設新設時の災害対策を見据えた計画作成 (5)その他区施設の更新 4 地域防災力の向上 <ol style="list-style-type: none"> (1)消防団員確保及び消防団装備強化 (2)訓練、講演会等を通じた自主防災組織等の充実強化 (3)指定避難所における避難所運営協議会の運営強化 (4)町・自治会単位の地区防災計画策定支援と推進 (5)災害ボランティア・コーディネーターの育成 (6)地域行事を通じて多世代交流の機会やコミュニティの充実を図る (7)家具類の転倒・落下・移動防止対策の推進 5 都市インフラの災害対応力強化 <ol style="list-style-type: none"> (1)都市計画道路の整備 (2)再開発事業、土地区画整理事業など市街地再構築の推進 (3)都市計画道路沿道建築物の不燃化・耐震化 都市防災不燃化促進事業 (4)無電柱化の促進 (5)橋梁の架け替え及び既存の道路、橋梁、公園、特定施設の予防保全型管理の推進 (6)ブロック塀の倒壊防止対策促進支援 (7)オープンスペースの確保 6 伝達手段の多重化 <ol style="list-style-type: none"> (1)各メディアに対し、避難情報、感染防止に向けた情報など重要な情報を迅速かつ正確に提供する体制構築 (2)地域への情報発信手段の多様化を図る (3)行政関係機関内の情報連携体制（J-ALERT、Em-Net など）の強化 (4)災害対策本部、各防災拠点、職員間の情報収集ネットワークの構築 (5)多言語による情報提供ができる体制を充実強化する 7 避難や感染拡大防止に役立つ情報提供の一層の充実 <ol style="list-style-type: none"> (1)関係機関との連携強化

<p>1-2) 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 出火・延焼の抑制 <ol style="list-style-type: none"> 1-1)記載のとおり 2 防災上重要な区施設の防災対策の推進 <ol style="list-style-type: none"> 1-1)記載のとおり 3 地域防災力の向上 <ol style="list-style-type: none"> (1)消防団員確保及び消防団装備強化
<p>1-3) 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 区管理河川施設の災害対応力強化 <ol style="list-style-type: none"> (1)水門の耐震化 (2)適正な維持管理の強化 2 スーパー堤防と一体的なまちづくりの推進 3 防災上重要な区施設の防災対策の推進 <ol style="list-style-type: none"> 1-1)記載のとおり 4 広域避難の具現化と関係機関との連携強化 <ol style="list-style-type: none"> (1)江東5区、東京都、国及び関係機関との連携強化 (2)広域避難先の確保 (3)垂直避難等による孤立被災者の支援体制確保 5 地域防災力の向上 <ol style="list-style-type: none"> (1)学校等における防災学習の推進・強化 (2)訓練、講演会等を通じた自主防災組織等の充実強化 6 都市インフラの災害対応力強化 <ol style="list-style-type: none"> (1)再開発事業、土地区画整理事業など市街地再構築の推進 7 伝達手段の多重化 <ol style="list-style-type: none"> 1-1)記載のとおり 8 避難や感染拡大防止に役立つ情報提供の一層の充実 <ol style="list-style-type: none"> (1)水害ハザードマップの周知、広域避難の必要性の意識啓発 (2)河川水位、雨量情報、高潮氾濫危険水位等の区民への情報伝達の迅速さと精度の向上 9 タイムラインの充実・改善
<p>1-4) 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 伝達手段の多重化 <ol style="list-style-type: none"> 1-1)記載のとおり 2 避難や感染拡大防止に役立つ情報提供の一層の充実 <ol style="list-style-type: none"> (1)関係機関との連携強化 (2)水害ハザードマップの周知、広域避難の必要性、感染防止に向けた情報発信等の意識啓発 (3)河川水位、雨量情報、高潮氾濫危険水位等の区民への情報伝達の迅速さと精度の向上 3 非常用電源の確保・充実 <ol style="list-style-type: none"> (1)災害対策本部、避難所等本区の災害時拠点施設に非常用電源の充実 4 自立分散型エネルギーの利用拡大 <ol style="list-style-type: none"> (1)電力の長期供給停止を想定した高効率な供給システムによる電力確保 5 広域避難の具現化と関係機関との連携強化 <ol style="list-style-type: none"> 1-3)記載のとおり 6 タイムラインの充実・改善

<p>2-1) 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 備蓄の確実な確保 <ul style="list-style-type: none"> (1)施設特性に応じた行政備蓄及び協定団体との連携による流通備蓄の充実 <ul style="list-style-type: none"> 調達体制の整備（特に輸送車両などに必要な燃料確保） (2)家庭内、事業所の備蓄の拡充促進を啓発・ローリングストックの推奨 2 区立小中学校の受水槽を断水時対応型への更新・改良 3 区立小中学校配備の防災井戸等による生活雑用水確保 4 防災上重要な区施設の防災対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> 1-1)記載のとおり 5 中小企業の事業継続計画（BCP）策定促進 6 都市インフラの災害対応力強化 <ul style="list-style-type: none"> 1-1)記載のとおり 7 非常用電源の確保・充実 <ul style="list-style-type: none"> 1-4)記載のとおり 8 自立分散型エネルギーの利用拡大 <ul style="list-style-type: none"> 1-4)記載のとおり
<p>2-2) 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 都市インフラの災害対応力強化 <ul style="list-style-type: none"> (1)本区緊急輸送道路啓開に向けた連携体制の構築 2 避難や感染拡大防止に役立つ情報提供の一層の充実 <ul style="list-style-type: none"> 1-4)記載のとおり 3 伝達手段の多重化 <ul style="list-style-type: none"> 1-1)記載のとおり 4 地域防災力の向上 <ul style="list-style-type: none"> (1)訓練、講演会等を通じた自主防災組織等の充実強化 5 非常用電源の確保・充実 <ul style="list-style-type: none"> 1-4)記載のとおり 6 備蓄の確実な確保 <ul style="list-style-type: none"> 2-1)記載のとおり 7 自立分散型エネルギーの利用拡大 <ul style="list-style-type: none"> 1-4)記載のとおり 8 区立小中学校の受水槽を断水時対応型への更新・改良 9 区立小中学校配備の防災井戸等による生活雑用水確保 10 スーパー堤防と一体的なまちづくりの推進 11 区管理河川施設の災害対応力強化 <ul style="list-style-type: none"> 1-3)記載のとおり 12 広域避難の具現化と関係機関との連携強化 <ul style="list-style-type: none"> 1-3)記載のとおり 13 タイムラインの充実・改善
<p>2-3) 自衛隊、警察、消防、海上保安庁等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域防災力の向上 <ul style="list-style-type: none"> (1)訓練、講演会等を通じた自主防災組織等の充実強化 (2)指定避難所における避難所運営協議会の運営強化 (3)町・自治会単位の地区防災計画策定支援と推進 (4)災害ボランティア・コーディネーターの育成 (5)地域行事を通じて多世代交流の機会やコミュニティの充実を図る

	<ul style="list-style-type: none"> 2 建築物の耐震化・更新の推進 <ul style="list-style-type: none"> 1-1)記載のとおり 3 出火・延焼の抑制 <ul style="list-style-type: none"> 1-1)記載のとおり 4 防災上重要な区施設の防災対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> 1-1)記載のとおり 5 都市インフラの災害対応力強化 <ul style="list-style-type: none"> (1)本区緊急輸送道路啓開に向けた連携体制の構築
2-4) 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶	<ul style="list-style-type: none"> 1 非常用電源の確保・充実 <ul style="list-style-type: none"> 1-4)記載のとおり 2 自立分散型エネルギーの利用拡大 <ul style="list-style-type: none"> 1-4)記載のとおり
2-5) 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者の発生・混乱	<ul style="list-style-type: none"> 1 帰宅困難者対策 <ul style="list-style-type: none"> (1)災害時帰宅支援ステーションの充実 災害時協力協定締結拡充、区内避難所での受入態勢の充実 (2)徒歩帰宅の備えの啓発 2 避難や感染拡大防止に役立つ情報提供の一層の充実 <ul style="list-style-type: none"> (1)関係機関との連携強化 (2)水害ハザードマップの周知、広域避難の必要性の意識啓発 3 伝達手段の多重化 <ul style="list-style-type: none"> 1-1)記載のとおり
2-6) 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺	<ul style="list-style-type: none"> 1 伝達手段の多重化 <ul style="list-style-type: none"> 1-1)記載のとおり 2 医療機関の強靱化 <ul style="list-style-type: none"> (1)業務継続計画(BCP)策定促進による必要な事務への対応態勢の確立 (2)研修等による人材育成 (3)医師会、歯科医師会、薬剤師会等様々な主体による医療救助活動の連携体制構築 3 建築物の耐震化・更新の推進 <ul style="list-style-type: none"> 1-1)記載のとおり 4 出火・延焼の抑制 <ul style="list-style-type: none"> 1-1)記載のとおり 5 備蓄の確実な確保 <ul style="list-style-type: none"> 2-1)記載のとおり 6 防災上重要な区施設の防災対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> 1-1)記載のとおり 7 都市インフラの災害対応力強化 <ul style="list-style-type: none"> (1)本区緊急輸送道路啓開に向けた連携体制の構築 (2)都市計画道路の整備 (3)再開発事業、土地区画整理事業など市街地再構築の推進 (4)京成線連続立体事業の推進 (5)都市計画道路沿道建築物の不燃化・耐震化 都市防災不燃化促進事業 (6)無電柱化の促進

	<p>(7) 橋梁の架け替え及び既存の道路、橋梁、公園、特定施設の予防保全型 管理の推進</p> <p>(8) マンホール浮上の抑制</p> <p>(9) 防災船着場の整備・機能拡充</p> <p>(10) 自転車通行帯の整備</p>
2-7) 被災地における疫病・感染症等の大規模発生や劣悪な避難生活環境による健康状態の悪化・死者の発生	<p>1 避難所における衛生管理</p> <p>(1) 避難所、避難場所のマンホールトイレ整備の充実</p> <p>(2) 避難所の空調設備整備</p> <p>(3) 簡易トイレの備蓄</p> <p>(4) 衛生用品の備蓄強化</p> <p>(5) 災害時協力協定の拡充</p> <p>(6) 避難所運営マニュアルの改定</p> <p>2 在宅・縁故避難の誘導強化</p> <p>3 防災上重要な区施設の防災対策の推進</p> <p>1-1)記載のとおり</p> <p>4 要配慮者の支援体制整備</p> <p>(1) 避難行動要支援者の支援体制整備</p> <p>(2) 避難所における要配慮者への配慮体制整備</p> <p>5 伝達手段の多重化</p> <p>1-1)記載のとおり</p> <p>6 非常用電源の確保・充実</p> <p>1-4)記載のとおり</p> <p>7 感染症のまん延対策</p> <p>(1) 平常時から各家庭や避難所における健康管理（体調管理・服薬指導等）の啓発</p> <p>(2) 感染症対策用品の備蓄</p> <p>(3) 平常時から東京都及び医師会との連携による感染症検査体制の確立</p> <p>(4) 軽症者等対応用の民間ホテル利用に向けた災害時協力協定拡充</p> <p>(5) 要介護者及び保護者感染時の児童等について一時保護体制の確立</p> <p>(6) 感染者の安全な自宅療養環境構築に向けた病状管理体制の確立</p> <p>8 避難所や家庭における保健衛生活動の準備</p>
3-1) 被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化	<p>1 日常から地域と警察との連携による防犯活動</p> <p>(1) 地域による防犯パトロール</p> <p>(2) 街頭防犯カメラの設置支援</p> <p>(3) わんわんパトロール、ながら見守り活動等</p>
3-2) 本区の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	<p>1 防災上重要な区施設の防災対策の推進</p> <p>1-1)記載のとおり</p> <p>2 非常用電源の確保・充実</p> <p>1-4)記載のとおり</p> <p>3 自立分散型エネルギーの利用拡大</p> <p>1-4)記載のとおり</p> <p>4 行政システムデータの安全確保</p> <p>5 危機事象毎の業務継続計画（BCP）策定と運用（BCM）</p> <p>6 受援態勢の構築・強化</p>

<p>4-1) 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 非常用電源の確保・充実 1-4)記載のとおり 2 自立分散型エネルギーの利用拡大 1-4)記載のとおり 3 防災上重要な区施設の防災対策の推進 1-1) 記載のとおり 4 伝達手段の多重化 (1)地域への情報発信手段の多様化を図る 5 行政システムデータの安全確保 6 危機事象毎の業務継続計画 (BCP) 策定と運用 (BCM)
<p>4-2) 郵便事業の長期停止による種々の重要な郵便物が送達できない事態</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 危機事象毎の業務継続計画 (BCP) 策定と運用 (BCM)
<p>4-3) テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 非常用電源の確保・充実 1-4)記載のとおり 2 自立分散型エネルギーの利用拡大 1-4)記載のとおり 3 防災上重要な区施設の防災対策の推進 1-1)記載のとおり 4 伝達手段の多重化 (1)地域への情報発信手段の多様化を図る 5 危機事象毎の業務継続計画 (BCP) 策定と運用 (BCM)
<p>5-1) サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 中小企業の事業継続計画 (BCP) 策定促進 2 中小企業の経営基盤の向上及び生産性の向上に資する支援 3 適切な金融支援策の実施 4 都市インフラの災害対応力強化 (1)本区緊急輸送道路啓開に向けた連携体制の構築 (2)都市計画道路の整備 (3)再開発事業、土地区画整理事業など市街地再構築の推進 (4)京成線連続立体事業の推進 (5)都市計画道路沿道建築物の不燃化・耐震化 都市防災不燃化促進事業 (6)無電柱化の促進 (7)橋梁の架け替え及び既存の道路、橋梁、公園、特定施設の予防保全型管理の推進 (8)マンホール浮上の抑制 (9)防災船着場の整備・機能拡充 5 備蓄の確実な確保 (1)家庭内、事業所の備蓄の拡充促進を啓発・ローリングストックの推奨
<p>5-2) 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 都市インフラの災害対応力強化 5-1) 記載のとおり
<p>5-3) 陸上水上交通ネットワークの機能停止</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 都市インフラの災害対応力強化 5-1) 記載のとおり

5-4) 食料等の安定供給の停滞	<ol style="list-style-type: none"> 1 都市インフラの災害対応力強化 5-1) 記載のとおり 2 備蓄の確実な確保 2-1) 記載のとおり 3 中小企業の事業継続計画 (BCP) 策定促進 4 中小企業の経営基盤の向上及び生産性の向上に資する支援 5 適切な金融支援策の実施
6-1) 電力供給ネットワーク (発電電所、送配電設備) や石油・LP ガスのサプライチェーン機能の停止	<ol style="list-style-type: none"> 1 危機事象毎の業務継続計画 (BCP) 策定と運用 (BCM)
6-2) 上水道等の長期間にわたる供給停止	<ol style="list-style-type: none"> 1 区立小中学校の受水槽を断水時対応型への更新・改良 2 区立小中学校配備の防災井戸等による生活雑用水確保 3 備蓄の確実な確保 2-1) 記載のとおり 4 都市インフラの災害対応力強化 5-1) 記載のとおり 5 危機事象毎の業務継続計画 (BCP) 策定と運用 (BCM)
6-3) 下水道施設の長期間にわたる機能停止	<ol style="list-style-type: none"> 1 都市インフラの災害対応力強化 5-1) 記載のとおり 2 応急し尿処理対応について東京都下水道局ほか関係機関との連携強化
6-4) 地域交通ネットワークが分断する事態	<ol style="list-style-type: none"> 1 都市インフラの災害対応力強化 5-1) 記載のとおり 2 建築物の耐震化・更新の推進 1-1) 記載のとおり 3 出火・延焼の抑制 1-1) 記載のとおり
6-5) 火山噴火により脆弱性が高まる事態	<ol style="list-style-type: none"> 1 降灰対策の検討 国の検討を踏まえた被害軽減対策の検討
7-1) 市街地での大規模火災の発生	<ol style="list-style-type: none"> 1 建築物の耐震化・更新の推進 1-1) 記載のとおり 2 出火・延焼の抑制 1-1) 記載のとおり 3 地域防災力の向上 (1) 訓練、講演会等を通じた自主防災組織等の充実強化 4 都市インフラの災害対応力強化 (1) 都市計画道路の整備 (2) 再開発事業、土地区画整理事業など市街地再構築の推進 (3) 都市計画道路沿道建築物の不燃化・耐震化 都市防災不燃化促進事業 (4) オープンスペースの確保 5 防災上重要な区施設の防災対策の推進 1-1) 記載のとおり 6 農地・緑地の保全 (1) 農業振興のための行事開催、支援

7-2) 沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺	1 建築物の耐震化・更新の推進 1-1)記載のとおり 2 都市インフラの災害対応力強化 (1)本区緊急輸送道路啓開に向けた連携体制の構築 (2)都市計画道路の整備 (3)再開発事業、土地区画整理事業など市街地再構築の推進 (4)京成線連続立体事業の推進 (5)都市計画道路沿道建築物の不燃化・耐震化 都市防災不燃化促進事業 (6)無電柱化の促進 (7)橋梁の架け替え及び既存の道路、橋梁、公園、特定施設の予防保全型管理の推進 (8)マンホール浮上の抑制 (9)自転車通行帯の整備 (10)ブロック塀の倒壊防止対策促進支援 (11)オープンスペースの確保
7-3) 河川防災施設の損壊・機能不全による二次災害の発生	1 区管理河川施設の災害対応力強化 1-3)記載のとおり 2 スーパー堤防と一体的なまちづくりの推進
7-4) 有害物質の大規模拡散・流出	1 毒物・劇物保管管理施設の適正管理及び対応措置・防災訓練等の指導
7-5) 風評被害等による経済等への甚大な影響	1 伝達手段の多重化 1-1)記載のとおり 2 地域防災力の向上 (1)訓練、講演会等を通じた自主防災組織等の充実強化 (2)指定避難所における避難所運営協議会の運営強化 (3)町・自治会単位の地区防災計画策定支援と推進 (4)災害ボランティア・コーディネーターの育成 (5)地域行事を通じて多世代交流の機会やコミュニティの充実を図る
8-1) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	1 がれき処理マニュアルの整備 2 がれき処理体制の構築・強化
8-2) 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態	1 地域防災力の向上 (1)町・自治会単位の地区防災計画策定支援と推進 (2)災害ボランティア・コーディネーターの育成 (3)地域行事を通じて多世代交流の機会やコミュニティの充実を図る 2 リ災証明書発行システムの活用
8-3) 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	1 地域防災力の向上 (1)地域行事を通じて多世代交流の機会やコミュニティの充実を図る 2 復興計画策定準備 (1)「江戸川区都市復興マニュアル」を踏まえた事前の復興対策の手順や進め方、復興の目標、体制の策定・構築
8-4) 基幹インフラの損傷により復旧・復興が大幅に遅れる事態	1 防災上重要な区施設の防災対策の推進 1-1)記載のとおり 2 都市インフラの災害対応力強化

	<ul style="list-style-type: none"> (1) 本区緊急輸送道路啓開に向けた連携体制の構築 (2) 都市計画道路の整備 (3) 再開発事業、土地区画整理事業など市街地再構築の推進 (4) 京成線連続立体事業の推進 (5) 都市計画道路沿道建築物の不燃化・耐震化 都市防災不燃化促進事業 (6) 無電柱化の促進 (7) 橋梁の架け替え及び既存の道路、橋梁、公園、特定施設の予防保全型管理の推進 (8) マンホール浮上の抑制 (9) 自転車通行帯の整備 (10) ブロック塀の倒壊防止対策促進支援 (11) オープンスペースの確保 <p>3 非常用電源の確保・充実 1-4)記載のとおり</p> <p>4 自立分散型エネルギーの利用拡大 1-4)記載のとおり</p>
<p>8-5) 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態</p>	<ul style="list-style-type: none"> 1 区管理河川施設の災害対応力強化 1-3)記載のとおり 2 スーパー堤防と一体的なまちづくりの推進 3 復興計画策定準備 8-3)記載のとおり

江戸川区国土強靱化地域計画

令和3年1月発行

編集発行 江戸川区危機管理室防災危機管理課
〒132-8501 東京都江戸川区中央一丁目4番1号
電話 03(3652)1151(代表)